

環境厚生委員会資料

健康福祉部

令和5年6月29日・30日

■条例案 1件

- 第84号議案 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
(青少年家庭課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課) … 1

■一般事件案 3件

- 承認第1号議案 専決処分事件の報告及び承認について [関係分]
《令和4年度島根県一般会計補正予算(第12号)》
(健康福祉総務課) … 3
- 承認第2号議案 専決処分事件の報告及び承認について
《令和4年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター
診療所特別会計補正予算(第3号)》
(健康福祉総務課) … 3
- 承認第3号議案 専決処分事件の報告及び承認について
《令和4年度島根県国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)》
(健康福祉総務課) … 3

■予算案 1件

- 第73号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算(第1号) [関係分]
(健康福祉総務課) … 7

■報告事項 12件

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染状況等について
(感染症対策室) … 11
- 2 国民健康保険料の滞納等の状況について
(健康推進課) … 17
- 3 介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について
(高齢者福祉課) … 19
- 4 令和4年度介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査結果について
(高齢者福祉課・障がい福祉課) … 21

- 5 令和4年度児童相談の状況について
(青少年家庭課) …29
- 6 令和4年度における女性相談の実施状況について
(青少年家庭課) …37
- 7 令和4年合計特殊出生率等について
(子ども・子育て支援課) …41
- 8 令和5年度の放課後児童クラブの状況について
(子ども・子育て支援課) …43
- 9 島根県自死対策総合計画(案)について
(障がい福祉課) …45
- 10 障がい者就労継続支援事業所における令和4年度の工賃実績について
(障がい福祉課) …47
- 11 障がい者就労施設等からの物品等の調達について(令和4年度調達実績と
令和5年度調達方針)
(障がい福祉課) …49
- 12 島根県動物愛護管理推進計画の一部改定について
(薬事衛生課) …51

【別冊資料】

- 資料1 介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査
調査結果【介護分野】
- 資料2 介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査
調査結果【障がい分野】
- 資料3 島根県自死対策総合計画(案)

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について（第84号議案）

1 提案理由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）等が改正されたこと（令和5年4月1日施行）等を受けて、所要の改正を行う必要がある。

2 条例改正の概要

- (1) 厚生労働省が所管していた事務のうち、一部の事務が内閣府こども家庭庁に移管されたことに伴う規定の整理（3の①から⑥までの条例）
 - ア 児童福祉法に基づく事務、障害児支援に関する事務
→内閣府こども家庭庁に移管
 - イ 障害児・障害者をともに対象としている障害者総合支援法に基づく事務
→内閣府こども家庭庁及び厚生労働省の共管
- (2) その他規定の整理
令和5年3月17日付け官報第939号正誤に伴う改正（3の④及び⑦の条例関係）

3 改正対象条例

- ① 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ③ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ④ 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑤ 島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑥ 島根県認定こども園の認定要件に関する条例
- ⑦ 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和5年島根県条例第11号）

【所管事務別対応表】

| 条 例 | 事務の内容 | 事務の所管 | |
|--------|--|---------------|-------------------------|
| | | こども家庭庁に 移管 | こども家庭庁・ 厚生労働省の共 管 |
| ① | 児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）の長の資格要件 | ○ | |
| | 福祉型障害児入所施設に置く児童発達支援管理責任者の要件 | ○ | |
| ② | 指定障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護）の人員基準 | | ○ |
| ③ | 指定障害福祉サービス等に要する費用の額の決定 | | ○ |
| ④ | 児童発達支援事業所における利用者負担額の取扱い | ○ | |
| ⑤ | 福祉型障害児入所施設における利用者負担額の取扱い | ○ | |
| ⑥ | 認定こども園における教育・保育の基準 | ○ | |

4 施行期日

公布の日

令和4年度補正予算(令和5年3月31日専決処分) (健康福祉部)

1. 一般会計

(単位:千円)

| 課名 | 補正前の額 | | 補正額 | | 補正後の額 | |
|------------|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|------------|
| | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 |
| 健康福祉総務課 | 2,990,751 | 2,471,273 | 0 | 0 | 2,990,751 | 2,471,273 |
| 地域福祉課 | 2,114,949 | 915,253 | ▲ 27,420 | ▲ 8,700 | 2,087,529 | 906,553 |
| 医療政策課 | 9,680,604 | 7,574,490 | ▲ 16,154 | 0 | 9,664,450 | 7,574,490 |
| 健康推進課 | 20,189,272 | 17,898,257 | ▲ 2,830 | ▲ 2,830 | 20,186,442 | 17,895,427 |
| 高齢者福祉課 | 16,671,225 | 14,030,052 | ▲ 71,574 | ▲ 58 | 16,599,651 | 14,029,994 |
| 青少年家庭課 | 3,346,622 | 2,246,471 | ▲ 2,126 | ▲ 126 | 3,344,496 | 2,246,345 |
| 子ども・子育て支援課 | 10,554,470 | 9,084,495 | ▲ 718,239 | ▲ 1,992 | 9,836,231 | 9,082,503 |
| 障がい福祉課 | 11,048,168 | 8,618,866 | ▲ 158,875 | ▲ 59 | 10,889,293 | 8,618,807 |
| 薬事衛生課 | 1,217,945 | 407,431 | ▲ 2,675 | 0 | 1,215,270 | 407,431 |
| 感染症対策室 | 26,405,955 | 5,157,753 | ▲ 1,457,393 | ▲ 328,904 | 24,948,562 | 4,828,849 |
| 健康福祉部計 | 104,219,961 | 68,404,341 | ▲ 2,457,286 | ▲ 342,669 | 101,762,675 | 68,061,672 |

2. 特別会計

| 会計名 | 補正前の額 | | 補正額 | | 補正後の額 | |
|----------------------------|------------|------|---------|------|------------|------|
| | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 |
| 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計 | 253,444 | 0 | ▲ 9,133 | 0 | 244,311 | 0 |
| 島根県国民健康保険特別会計 | 66,734,805 | 0 | 412,091 | 0 | 67,146,896 | 0 |
| 島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計 | 427,557 | 0 | | 0 | 427,557 | 0 |

■令和4年度補正予算(令和5年3月31日専決処分) 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

| 課名 | 議案事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正額の財源内訳 | | | | | |
|------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|-----|----------|--------|-----------|
| | | | | | 国庫 | 分・負・寄 | 使・手 | 県債 | その他 | 一般財源 |
| 健康福祉部 | | 104,219,961 | ▲ 2,457,286 | 101,762,675 | ▲ 2,034,066 | 138 | 0 | ▲ 96,100 | 15,411 | ▲ 342,669 |
| 地域福祉課 | | 2,114,949 | ▲ 27,420 | 2,087,529 | ▲ 1,320 | 0 | 0 | ▲ 17,400 | 0 | ▲ 8,700 |
| 1 | 生活保護費の給付事業費 | 77,157 | ▲ 1,320 | 75,837 | | | | | | |
| 2 | 被災者への支援事業費 | 26,314 | ▲ 26,100 | 214 | | | | | | |
| 医療政策課 | | 9,680,604 | ▲ 16,154 | 9,664,450 | ▲ 16,154 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 | 医療機関の機能充実費 | 296,836 | ▲ 12,438 | 284,398 | | | | | | |
| 2 | 原子力災害時の医療体制整備費 | 47,238 | ▲ 3,716 | 43,522 | | | | | | |
| 健康推進課 | | 20,189,272 | ▲ 2,830 | 20,186,442 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲ 2,830 |
| 1 | 国民健康保険支援事業費 | 5,531,961 | ▲ 2,830 | 5,529,131 | | | | | | |
| 高齢者福祉課 | | 16,671,225 | ▲ 71,574 | 16,599,651 | ▲ 47,716 | 0 | 0 | ▲ 23,800 | 0 | ▲ 58 |
| 1 | 高齢者施設等の防災・減災対策推進事業費 | 76,170 | ▲ 71,574 | 4,596 | | | | | | |
| 青少年家庭課 | | 3,346,622 | ▲ 2,126 | 3,344,496 | 0 | 0 | 0 | ▲ 2,000 | 0 | ▲ 126 |
| 1 | 施設入所児童支援事業費 | 1,794,220 | ▲ 2,126 | 1,792,094 | | | | | | |
| 子ども・子育て支援課 | | 10,554,470 | ▲ 718,239 | 9,836,231 | ▲ 716,247 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲ 1,992 |
| 1 | 子育てに関する経済負担対応事業費 | 2,677,833 | ▲ 692,960 | 1,984,873 | | | | | | |
| 2 | 保育所等運営支援事業費 | 5,632,939 | ▲ 25,279 | 5,607,660 | | | | | | |
| 障がい福祉課 | | 11,048,168 | ▲ 158,875 | 10,889,293 | ▲ 105,916 | 0 | 0 | ▲ 52,900 | 0 | ▲ 59 |
| 1 | 障がい者施設等整備事業費 | 469,835 | ▲ 158,875 | 310,960 | | | | | | |

| 課名 | 議案事業名 | 補正額の財源内訳 | | | | | | | | |
|--------|-----------------------|------------|-------------|------------|-------------|-------|-----|----|--------|-----------|
| | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 国庫 | 分・負・寄 | 使・手 | 県債 | その他 | 一般財源 |
| 薬事衛生課 | | 1,217,945 | ▲ 2,675 | 1,215,270 | ▲ 2,675 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 | 水道施設・水道水質の維持管理事業費 | 720,255 | ▲ 2,675 | 717,580 | | | | | | |
| 感染症対策室 | | 26,405,955 | ▲ 1,457,393 | 24,948,562 | ▲ 1,144,038 | 138 | 0 | 0 | 15,411 | ▲ 328,904 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 | 6,907,426 | ▲ 1,024,655 | 5,882,771 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 2 | 感染症の医療体制整備事業費 | 18,996,277 | ▲ 432,738 | 18,563,539 | | | | | | |
| 3 | 感染症予防対策推進事業費 | 57,293 | 0 | 57,293 | | | | | | |

令和4年度補正予算(令和5年3月31日専決処分) 会計別事業別一覧(特別会計)

| 会計名 | 議案事業名 | 補正額の財源内訳 | | | | | | | | |
|----------------------------|---------|----------|----------|---------|---------|-------|-----|----|---------|------|
| | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 国庫 | 分・負・寄 | 使・手 | 県債 | その他 | 一般財源 |
| 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計 | | 253,444 | ▲ 9,133 | 244,311 | ▲ 1,247 | 0 | 0 | 0 | ▲ 7,886 | 0 |
| 1 | 予備費 | 84,523 | ▲ 21,241 | 63,282 | | | | | | |
| 2 | 一般会計繰出金 | 0 | 12,108 | 12,108 | | | | | | |

(単位:千円)

| 会計名 | 議案事業名 | 補正額の財源内訳 | | | | | | | | |
|---------------|----------------|------------|----------|------------|---------|-------|-----|----|-----|------|
| | | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 国庫 | 分・負・寄 | 使・手 | 県債 | その他 | 一般財源 |
| 島根県国民健康保険特別会計 | | 66,734,805 | 412,091 | 67,146,896 | 411,331 | 0 | 0 | 0 | 760 | 0 |
| 1 | 保険給付費等交付金 | 54,272,003 | 440,165 | 54,712,168 | | | | | | |
| 2 | 後期高齢者支援金 | 7,302,869 | 0 | 7,302,869 | | | | | | |
| 3 | 介護納付金 | 2,143,906 | 0 | 2,143,906 | | | | | | |
| 4 | 特別高額医療費共同事業拠出金 | 108,794 | ▲ 28,074 | 80,720 | | | | | | |

令和5年度6月補正予算案 (健康福祉部)

一般会計

(単位:千円)

| 課名 | 補正前の額 | | 補正額 | | 補正後の額 | |
|------------|-------------|------------|-----------|-----------|-------------|------------|
| | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 | 事業費 | 一般財源 |
| 健康福祉総務課 | 3,112,363 | 2,511,236 | 13,625 | 13,625 | 3,125,988 | 2,524,861 |
| 地域福祉課 | 1,132,907 | 929,868 | 36,481 | 36,481 | 1,169,388 | 966,349 |
| 医療政策課 | 11,097,088 | 7,224,271 | 832,320 | 832,320 | 11,929,408 | 8,056,591 |
| 健康推進課 | 21,155,136 | 19,513,591 | 0 | 0 | 21,155,136 | 19,513,591 |
| 高齢者福祉課 | 15,849,448 | 14,020,316 | 1,191,083 | 566,875 | 17,040,531 | 14,587,191 |
| 青少年家庭課 | 3,202,565 | 2,140,668 | 14,121 | 14,121 | 3,216,686 | 2,154,789 |
| 子ども・子育て支援課 | 9,514,739 | 9,195,339 | 46,352 | 46,352 | 9,561,091 | 9,241,691 |
| 障がい福祉課 | 10,783,702 | 8,688,870 | 350,006 | 350,006 | 11,133,708 | 9,038,876 |
| 薬事衛生課 | 1,650,170 | 314,232 | 84,333 | 84,333 | 1,734,503 | 398,565 |
| 感染症対策室 | 23,188,037 | 3,807,343 | 0 | 0 | 23,188,037 | 3,807,343 |
| 健康福祉部計 | 100,686,155 | 68,345,734 | 2,568,321 | 1,944,113 | 103,254,476 | 70,289,847 |

■令和5年度6月補正予算案 課別事業別一覧(一般会計)

(単位:千円)

| 課名 | 議案事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 補正後の額 | 補正額の財源内訳 | | | | | 一般財源 |
|-----------|-----------------------|-------------|-----------|-------------|--|-------|-----|----|---------|-----------|
| | | | | | 国庫 | 分・負・寄 | 使・手 | 県債 | その他 | |
| 健康福祉部 | | 100,686,155 | 2,568,321 | 103,254,476 | 192,922 | 0 | 0 | 0 | 431,286 | 1,944,113 |
| 健康福祉総務課 | | 3,112,363 | 13,625 | 3,125,988 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,625 |
| 1 | 総合福祉センター維持管理運営事業費 | 439,843 | 13,625 | 453,468 | いきいきプラザが島根(指定管理料)8,757 いわみーる(指定管理料)4,868 | | | | | |
| 地域福祉課 | | 1,132,907 | 36,481 | 1,169,388 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36,481 |
| 1 | 生活困窮者支援体制整備事業費 | 50,820 | 27,107 | 77,927 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活困窮者等への支援事業 | | | | | |
| 2 | 災害福祉広域支援ネットワーク体制推進事業費 | 10,197 | 9,374 | 19,571 | 保護施設等への物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 医療政策課 | | 11,097,088 | 832,320 | 11,929,408 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 832,320 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 | 0 | 832,320 | 832,320 | 医療機関等への物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 高齢者福祉課 | | 15,849,448 | 1,191,083 | 17,040,531 | 192,922 | 0 | 0 | 0 | 431,286 | 566,875 |
| 1 | 医療介護総合確保促進交付金事業費 | 577,280 | 289,383 | 866,663 | 医療介護総合確保促進基金造成費(財源:国2/3・県1/3) | | | | | |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費 | 318,557 | 901,700 | 1,220,257 | 介護サービス継続支援事業431,286 ・高齢者施設等への物価高騰対策支援事業470,414 | | | | | |
| 青少年家庭課 | | 3,202,565 | 14,121 | 3,216,686 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14,121 |
| 1 | 施設入所児童支援事業費 | 1,529,940 | 14,121 | 1,544,061 | 児童福祉施設等への物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 子ども子育て支援課 | | 9,514,739 | 46,352 | 9,561,091 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46,352 |
| 1 | 保育所等運営支援事業費 | 5,592,939 | 36,732 | 5,629,671 | 認可外保育施設への物価高騰対策支援事業4,869 ・保育所等への物価高騰対策支援事業31,863 | | | | | |
| 2 | 放課後児童クラブ支援事業費 | 201,292 | 9,620 | 210,912 | 放課後児童クラブへの物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 障がい福祉課 | | 10,783,702 | 350,006 | 11,133,708 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 350,006 |
| 1 | 障がい者地域生活支援事業費 | 354,199 | 284,006 | 638,205 | 障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業 | | | | | |
| 2 | 障がい者就労支援事業費 | 173,979 | 66,000 | 239,979 | 障がい者就労支援事業所賃向上事業 | | | | | |
| 薬事衛生課 | | 1,650,170 | 84,333 | 1,734,503 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 84,333 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症対策等支援事業費 | 38,500 | 84,333 | 122,833 | 薬局・公衆浴場への物価高騰対策支援事業 | | | | | |

【6月補正（健康福祉部所管分）】

補 正 項 目

1 エネルギー価格・物価高騰対策

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 予算額 | 説明 | 所管課 | | | |
|-------------------------|--------------------------------|-----------|--|---|-------------|---|--|
| 1 | 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰緊急支援事業 | 1,644,420 | エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、県内の医療機関、介護施設、障がい福祉サービス施設、保育施設、公衆浴場等に対して応援金を支給 | 地域福祉課 医療政策課 高齢者福祉課 青少年家庭課 子ども・子育て支援課 障がい福祉課 薬事衛生課 | | | |
| | | | | | 区分 | 対象施設 | 支給額 |
| | | | | | 医療機関等 | 病院、診療所、 歯科診療所、 助産所、薬局 | ・病院・有床診療所：24万円／施設 (このほか、1病床あたり4.8万円や救急機能による加算あり) ・無床診療所・歯科診療所：24万円／施設 ・助産所、薬局：12万円／施設 |
| | | | | | 介護施設 | 高齢者福祉施設 | ・入所系：24～144万円／施設 ・通所・訪問系：12万円／施設 |
| | | | | | 障がい福祉サービス施設 | 障がい福祉施設 | ・入所系：24～144万円／施設 ・通所・訪問系：12万円／施設 |
| | | | | | 保育施設等 | 保育所、幼稚園、 認定こども園、 認可外保育施設、 放課後児童クラブ | ・12万円／施設 |
| | | | | | その他 | 児童養護施設、 救護施設等 | ・入所系：24～108万円／施設 ・通所系：12万円／施設 |
| 公衆浴場 | ・36万円／施設 | | | | | | |
| 施術所、歯科技工所、 里親等 | ・12万円／施設 (里親は2.4万円／児童) | | | | | | |
| ※ 市町村立（公設民営を含む）施設は支給対象外 | | | | | | | |
| 2 | 高齢者・障がい者施設等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業 | 96,500 | エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等が取り組むエネルギーコスト削減効果が高い設備投資等を支援 [助成率] 1/2 [助成額] 20～200万円 | 地域福祉課 高齢者福祉課 青少年家庭課 障がい福祉課 | | | |

| | | | | |
|---|----------------------------|--------|--|---------|
| 3 | 障がい者就労継続支援事業所工賃等向上対策緊急支援事業 | 66,000 | エネルギー価格・物価高騰の影響を受ける中、就労継続支援事業所が行う工賃・賃金の向上を図るための設備投資等を支援 [助成要件] 就労継続支援事業所のうち、業務効率化や生産・販売促進のため、設備を導入するなど工賃・賃金向上に取り組む事業所 [助成率] 2/3 [助成額] 50～200万円 | 障がい福祉課 |
| 4 | 子ども食堂緊急支援事業 | 27,107 | エネルギー価格・物価高騰の影響により、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせるよう、居場所を提供する「子ども食堂」の運営経費を支援 [支援内容] 県内で子ども食堂を実施している団体等に対して、食材費や衛生用品等の購入経費を助成 [助成上限額] 30万円/団体 [負担割合] 県 10/10 | 地域福祉課 |
| 5 | 指定管理者制度導入施設の指定管理料 | 13,625 | エネルギー価格・物価高騰による光熱費の上昇を踏まえ、令和5年度の指定管理料を増額 [対象施設] 東部総合福祉センター、西部総合福祉センター | 健康福祉総務課 |

2 新型コロナウイルス感染症対策

(単位：千円)

| No. | 事業名 | 予算額 | 説明 | 所管課 |
|-----|--------------|---------|--|--------|
| 6 | 介護サービス継続支援事業 | 431,286 | 新型コロナウイルスの感染が発生した事業所等への応援職員の派遣や追加経費等を支援する予算を増額 | 高齢者福祉課 |

新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

1. 新型コロナウイルス感染症の発生状況等（5月8日～6月18日）

| 圏域 | 松江 | 雲南 | 出雲 | 県央 | 浜田 | 益田 | 隠岐 | 合計 | 患者 実数 | |
|-----------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|-------------|------------|
| 定点医療機関数（か所） | 11 | 3 | 9 | 3 | 5 | 5 | 2 | 38 | | |
| 定点あたり 患者数（人） | 5/8～5/14 | 1.18 | 1.67 | 1.67 | 0.33 | 1.60 | 1.60 | 5.00 | 1.58 | 60 |
| | 5/15～5/21 | 1.36 | 2.33 | 1.22 | 0.33 | 3.20 | 0.20 | 2.50 | 1.47 | 56 |
| | 5/22～5/28 | 2.55 | 1.67 | 0.67 | 1.33 | 1.60 | 0.40 | 1.50 | 1.47 | 56 |
| | 5/29～6/4 | 2.91 | 1.67 | 2.22 | 1.00 | 4.60 | 0.80 | 0.00 | 2.29 | 87 |
| | 6/5～6/11 | 3.36 | 3.00 | 3.22 | 1.33 | 2.80 | 1.60 | 2.00 | 2.76 | 105 |
| | 6/12～6/18 | 4.36 | 3.00 | 3.22 | 1.33 | 1.20 | 2.80 | 1.00 | 2.95 | 112 |

※感染症患者の発生状況
別紙1～5のとおり

2. クラスターの発生状況（5月8日～6月25日）

| | |
|---------|----------------------|
| 高齢者福祉施設 | 8件（松江3、出雲、県央3、益田） |
| 学校 | 7件（松江2、雲南、出雲、益田2、隠岐） |
| 医療機関 | 2件（松江） |
| 児童福祉施設 | 1件（益田） |
| 計 | 18件 |

3. 病床の確保・使用状況（6月25日時点）

| | |
|-------------------------|-------|
| 入院者数（人） | 32 |
| うち重症者数（人） | 2 |
| うち中等症者数（人） | 8 |
| うち確保病床以外に入院している人数（人） | 9 |
| 現在の即応病床数（床） | 151 |
| 確保病床以外の病床を含めた即応病床利用率（%） | 20.0% |
| 確保病床数（床） | 438 |
| 確保病床数に対する病床利用率（%） | 5.3% |

4. 病院における診療制限等の状況（5月8日～6月22日）

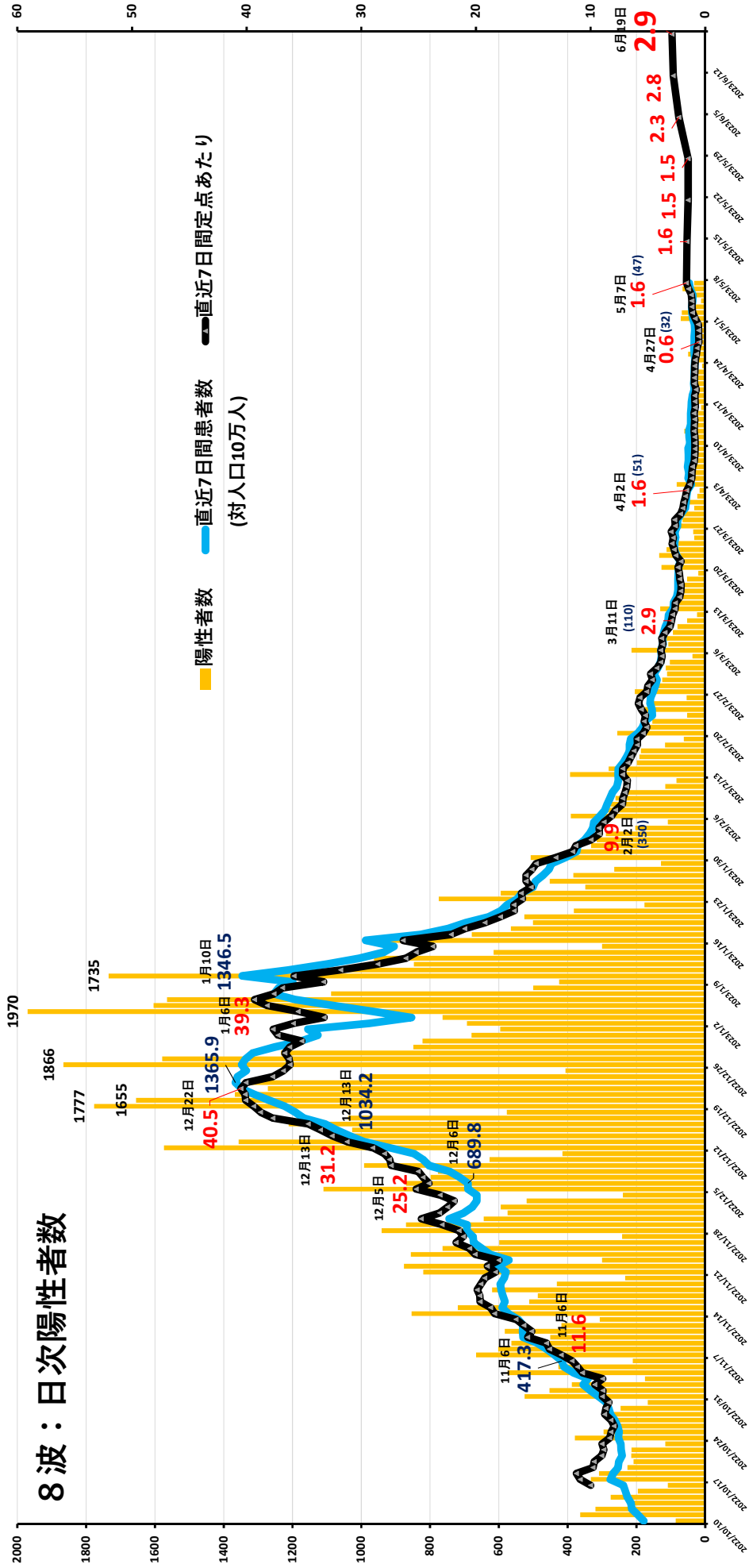
診療制限等なし

5. 消防本部における救急搬送困難事案の状況（5月8日～6月18日）

| | |
|----|----|
| 松江 | 1件 |
| 安来 | 3件 |

県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和4年10月10日以降）

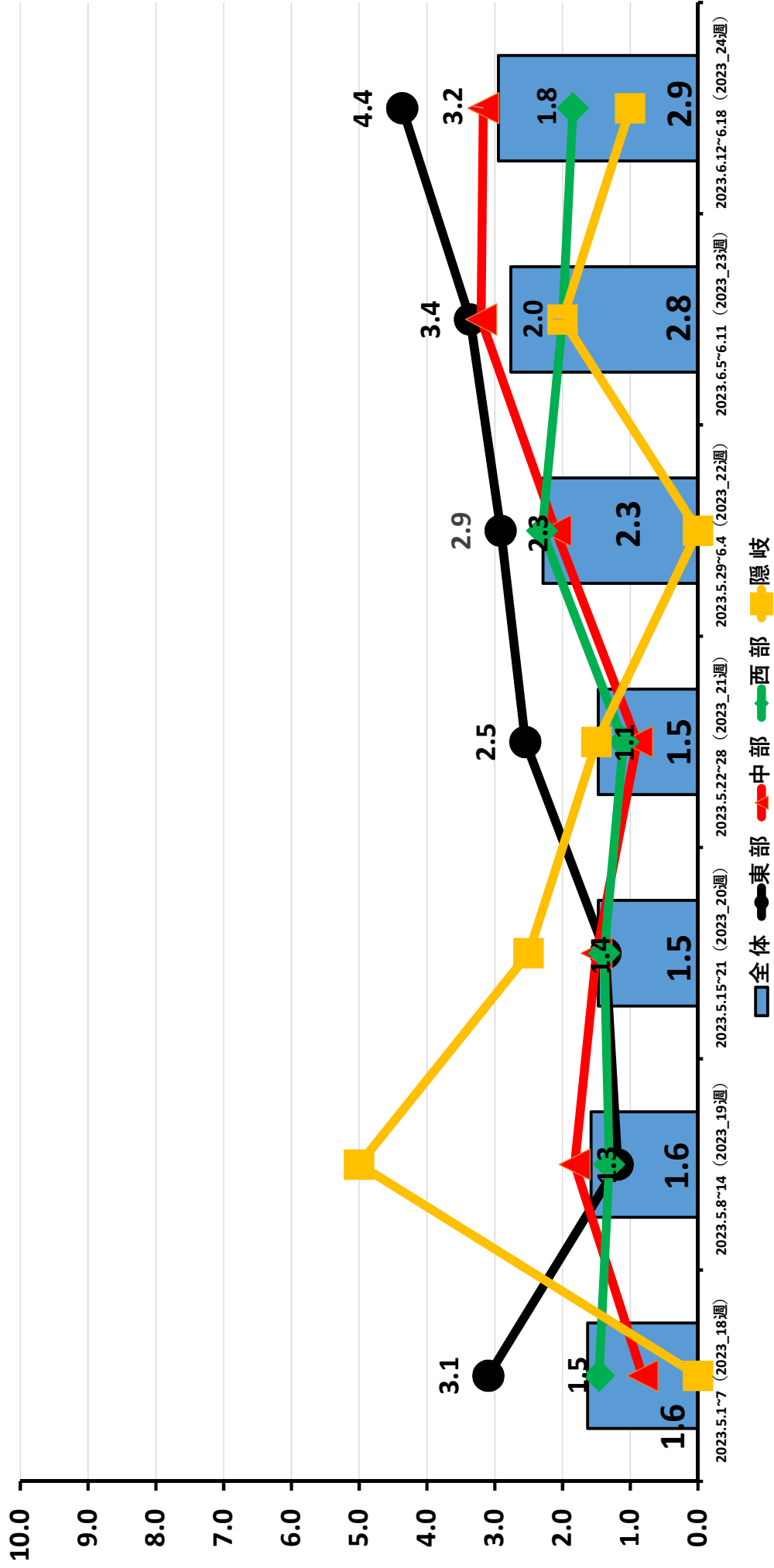
別紙 1



※鳥根県感染症対策室資料

県内の新型コロナウイルス感染症定点数推移（地域別）

別紙2

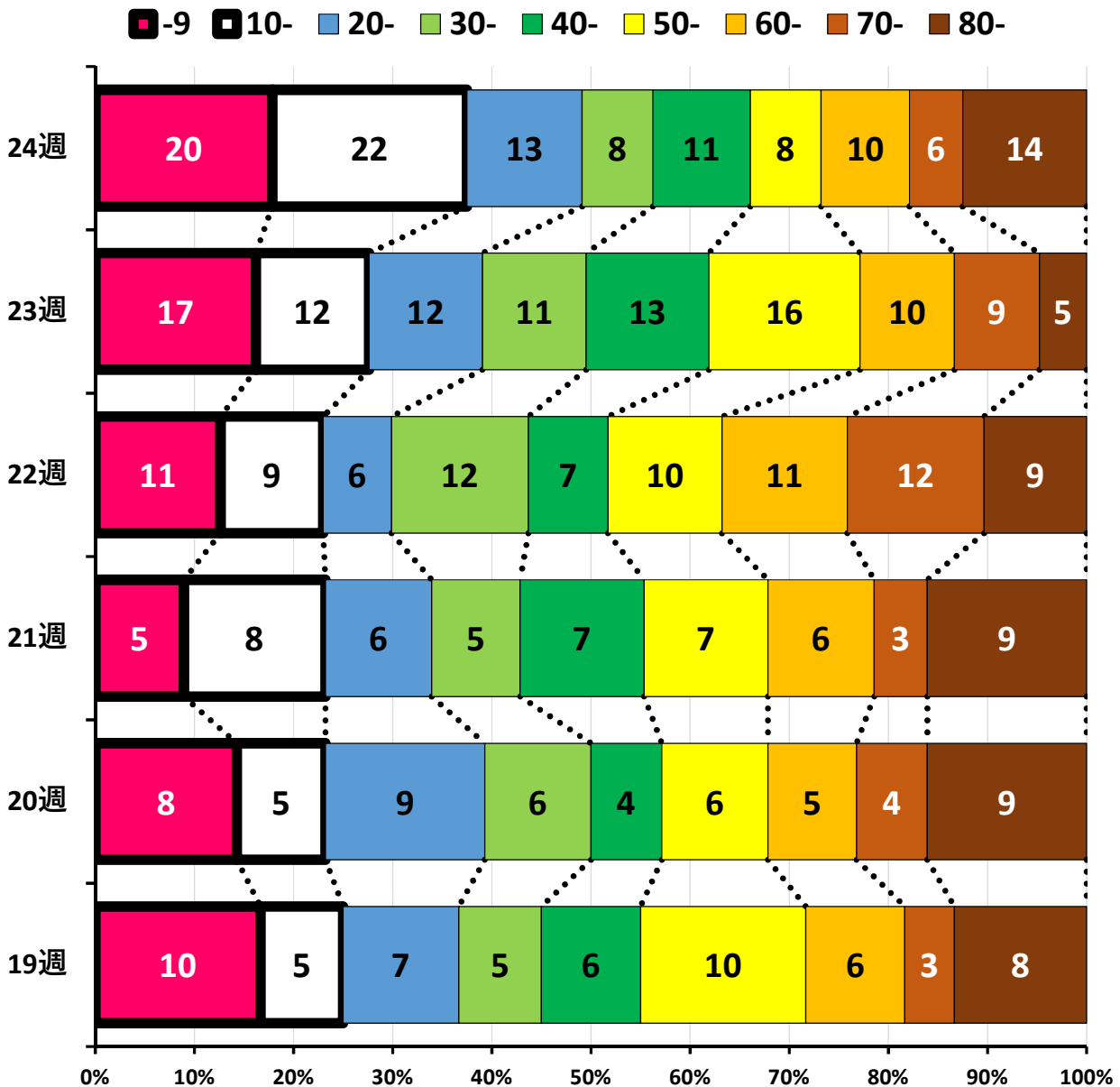


※鳥根県感染症対策室資料

県内の新型コロナウイルス感染症集計（年代別）

別紙3

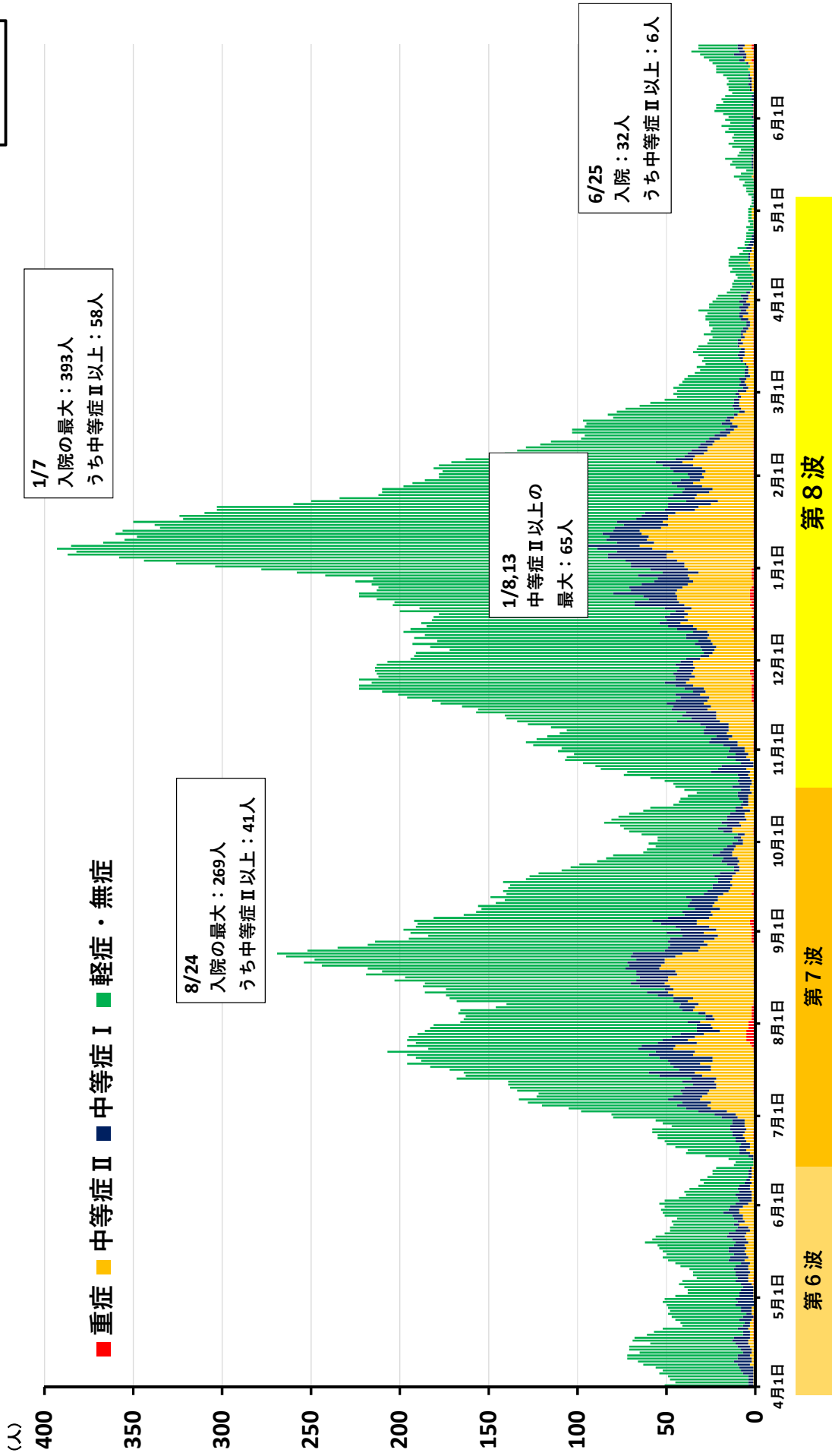
| 週初め | 報告週 | 年代別 | | | | | | | | | 計 | 定点あたり |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | -9 | 10- | 20- | 30- | 40- | 50- | 60- | 70- | 80- | | |
| 5/8～ | 19週 | 10 | 5 | 7 | 5 | 6 | 10 | 6 | 3 | 8 | 60 | 1.58 |
| 5/15～ | 20週 | 8 | 5 | 9 | 6 | 4 | 6 | 5 | 4 | 9 | 56 | 1.47 |
| 5/22～ | 21週 | 5 | 8 | 6 | 5 | 7 | 7 | 6 | 3 | 9 | 56 | 1.47 |
| 5/29～ | 22週 | 11 | 9 | 6 | 12 | 7 | 10 | 11 | 12 | 9 | 87 | 2.29 |
| 6/5～ | 23週 | 17 | 12 | 12 | 11 | 13 | 16 | 10 | 9 | 5 | 105 | 2.76 |
| 6/12～ | 24週 | 20 | 22 | 13 | 8 | 11 | 8 | 10 | 6 | 14 | 112 | 2.95 |



※島根県感染症対策室資料

県内の新型コロナウイルス感染症入院者数の推移（6－8波）

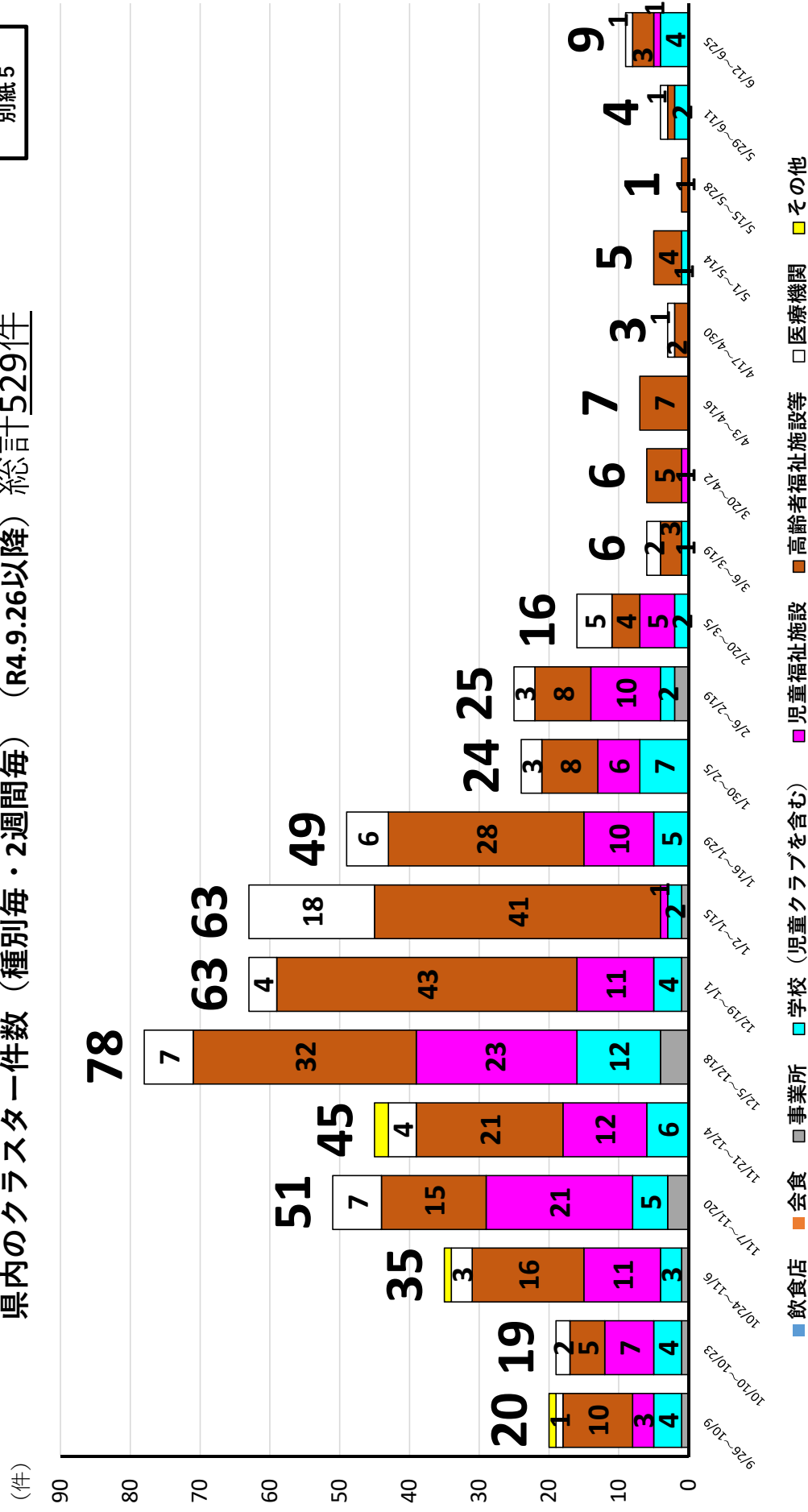
別紙4



※鳥根県感染症対策室資料

県内のクラスター件数（種別毎・2週間毎）（R4.9.26以降） 総計529件

別紙5



※島根県感染症対策室資料

国民健康保険料の滞納等の状況について

(市町村ごとの国保加入世帯、滞納世帯、短期証及び資格証交付の状況)

(R5.2.1現在)

| 市町村名 | 被保険者数 | 加入世帯数 | うち保険料 滞納世帯 | | | |
|-------|---------|--------|---------------|-------|-------|-------|
| | | | | 滞納割合 | 短期証交付 | 資格証交付 |
| 松江市 | 31,870 | 22,193 | 2,722 | 12.3% | 661 | 120 |
| 浜田市 | 8,861 | 6,415 | 133 | 2.1% | 75 | 55 |
| 出雲市 | 28,753 | 18,947 | 1,585 | 8.4% | 322 | 101 |
| 益田市 | 8,585 | 5,926 | 184 | 3.1% | 147 | 37 |
| 大田市 | 6,562 | 4,537 | 408 | 9.0% | 72 | 6 |
| 安来市 | 6,596 | 4,390 | 296 | 6.7% | 60 | 36 |
| 江津市 | 4,289 | 3,137 | 222 | 7.1% | 23 | 5 |
| 雲南市 | 6,563 | 4,495 | 187 | 4.2% | 10 | 20 |
| 奥出雲町 | 2,322 | 1,571 | 67 | 4.3% | 1 | 2 |
| 飯南町 | 912 | 627 | 43 | 6.9% | 13 | 2 |
| 川本町 | 606 | 436 | 26 | 6.0% | 5 | 0 |
| 美郷町 | 847 | 608 | 55 | 9.0% | 11 | 0 |
| 邑南町 | 2,202 | 1,518 | 83 | 5.5% | 23 | 0 |
| 津和野町 | 1,509 | 1,062 | 41 | 3.9% | 12 | 0 |
| 吉賀町 | 1,183 | 817 | 50 | 6.1% | 26 | 0 |
| 海士町 | 527 | 388 | 1 | 0.3% | 0 | 0 |
| 西ノ島町 | 703 | 499 | 15 | 3.0% | 2 | 0 |
| 知夫村 | 192 | 138 | 0 | 0.0% | 0 | 0 |
| 隠岐の島町 | 3,005 | 2,166 | 81 | 3.7% | 12 | 6 |
| 県計 | 116,087 | 79,870 | 6,199 | 7.8% | 1,475 | 390 |

介護保険料の滞納状況及び保険料・利用料の減免状況について

| | 保険料滞納状況 | | | | 保険料・利用料減免状況 | | | |
|------------|------------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|-------------------------|-----------|------------------|--|
| | 第1号被保険者数 (R5.3月末時点) | 保険料滞納者数 (R5.3月末時点) | 滞納割合 (R5.3月末時点) | 令和5年3月末状況(R4.4~R5.3月) | | | 利用者減免 適用者数(人) | |
| | | | | 保険料減免 適用者数(人) | うちコロナ保険料減免関係 適用者数(人) | 減免額(円) | | |
| 松江市 | 59,453 | 762 | 1.28% | 18 | 4 | 216,300 | 7 | |
| 出雲市 | 52,173 | 479 | 0.92% | 16 | 11 | 640,787 | 0 | |
| 益田市 | 17,273 | 253 | 1.46% | 2 | 2 | 171,000 | 0 | |
| 大田市 | 13,369 | 190 | 1.42% | 2 | 2 | 173,800 | 0 | |
| 安来市 | 13,663 | 247 | 1.81% | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 津和野町 | 3,470 | 31 | 0.89% | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 吉賀町 | 2,593 | 30 | 1.16% | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 邑智郡総合事務組合 | 7,709 | 84 | 1.09% | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 浜田地区広域行政組合 | 27,876 | 262 | 0.94% | 9 | 1 | 93,538 | 0 | |
| 雲南広域連合 | 21,715 | 223 | 1.03% | 9 | 6 | 260,113 | 4 | |
| 隠岐広域連合 | 8,037 | 104 | 1.29% | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 県計 | 227,331 | 2,665 | 1.17% | 56 | 26 | 1,555,538 | 11 | |

※保険者へ照会(出納整理期間経過前のデータから抽出)

※被保険者数は、介護保険事業状況報告R5.3月月報より

令和4年度介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査結果について

■調査の目的

県内の介護・障がい福祉現場における人材の確保の実態や就労動向等を把握し、その結果をもとに、介護・障がい福祉人材の確保・定着の現状・課題を整理し、今後求められる施策等について考察を行う。

I 介護分野の施設・事業所

1. 調査の概要

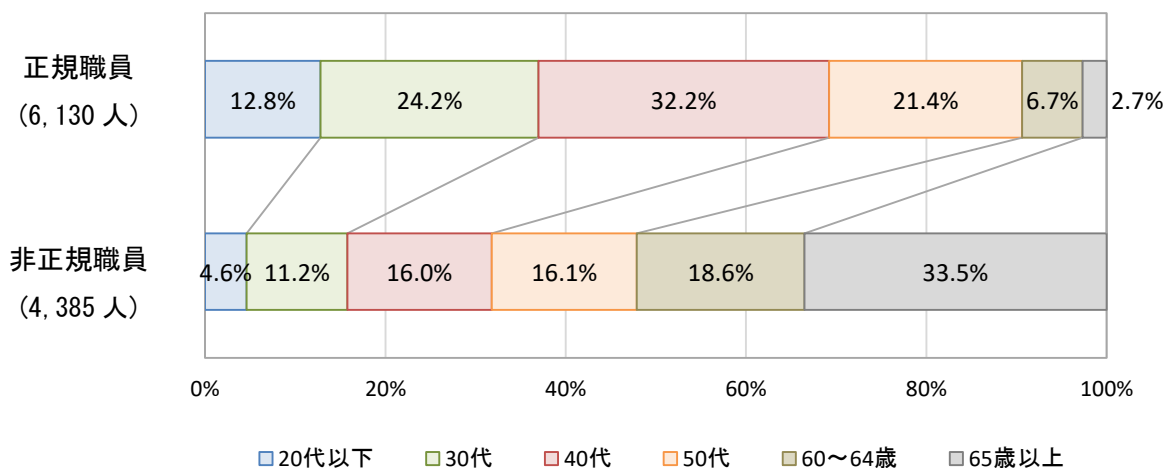
- (1) 調査期間 令和4年9月～10月
- (2) 調査対象施設・事業所数 1,170 事業所
- (3) 回答施設・事業所数 948 事業所（回収率：81.0%）

2. 調査結果の概要

(1) 介護職員の年齢構成

介護職員の年齢構成は、正規職員では40代が32.2%、30代が24.2%と多くなっており、一方、非正規職員では65歳以上が33.5%と最も多く、60歳以上が過半数を占めている。

【年齢階層別構成割合（介護職員）】

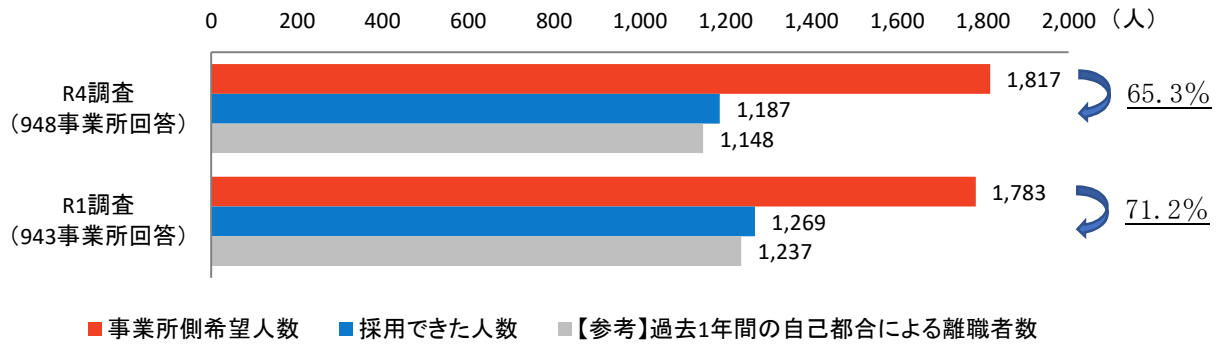


(n=845)

(2) 過去1年間の介護職員の採用状況

過去1年間の介護職員にかかる事業所側の希望人数に対して実際に採用できた人数の割合は65.3%となり、令和元年度調査の71.2%に比べて低下している。

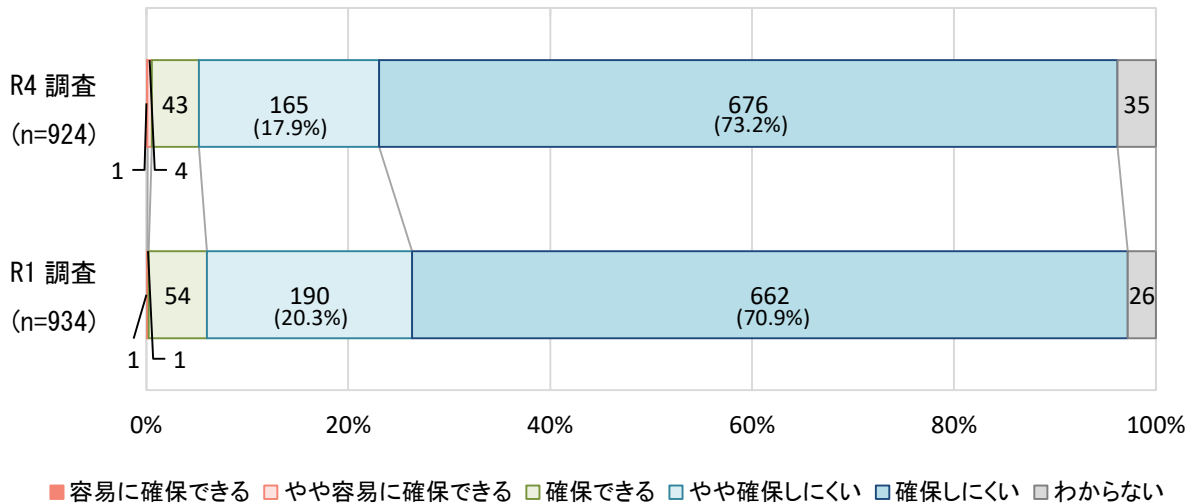
【過去1年間の事業所側希望人数と実際の採用人数（介護職員）】



(3) 介護人材確保の現状

人材確保全般についての事業所の実感を令和元年度調査と比較すると、「確保しにくい」と「やや確保しにくい」を合わせた割合は91.2%から91.0%と大きな変化は見られず、人材確保が困難な現状が依然としてつづいていることがうかがえる。

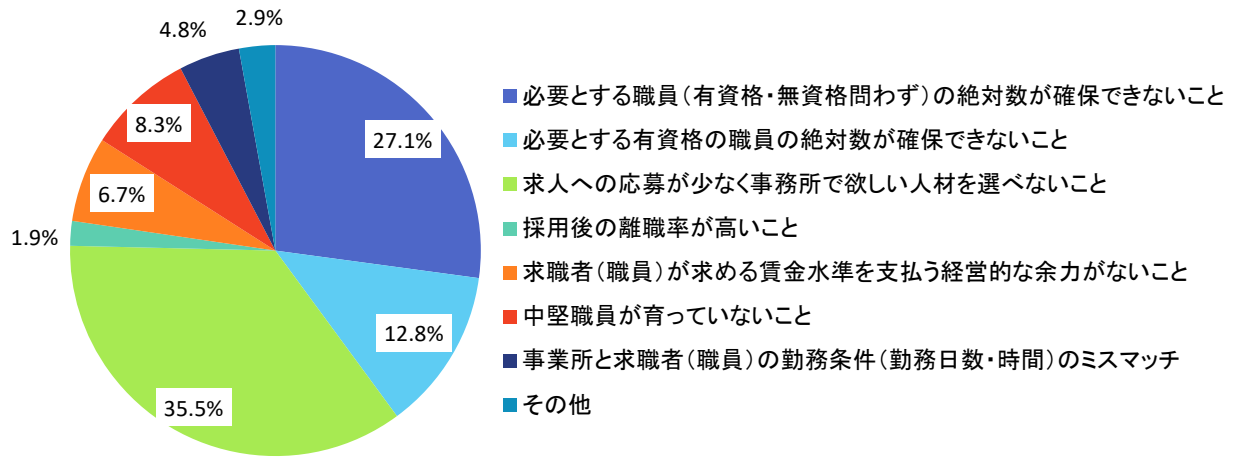
【人材確保の現状についての実感（人材確保全般）】



(4) 介護人材確保にかかる課題

「求人への応募が少なく事務所で欲しい人材を選べないこと」が35.5%で最も多い。

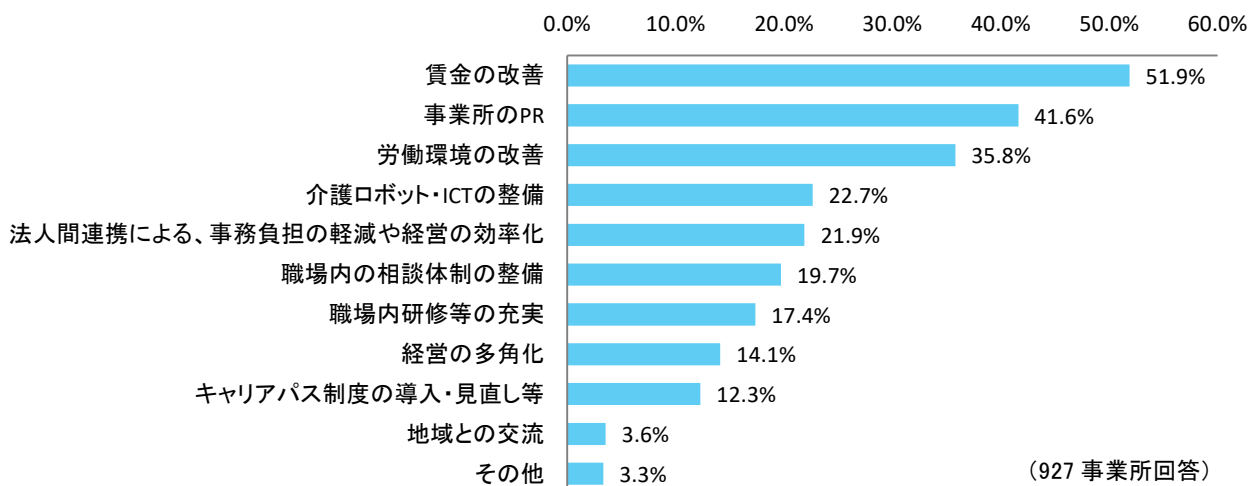
【介護人材確保にあたり直面する課題】



(5) 介護人材確保のために取り組まなければならないこと

今後、人材を安定的に確保し、安定的な事業所の運営を行っていくために取り組まなければならないと考えているものは、「賃金の改善」が51.9%と最も高く、「事業所のPR」が41.6%、「労働環境の改善」が35.8%と続いている。

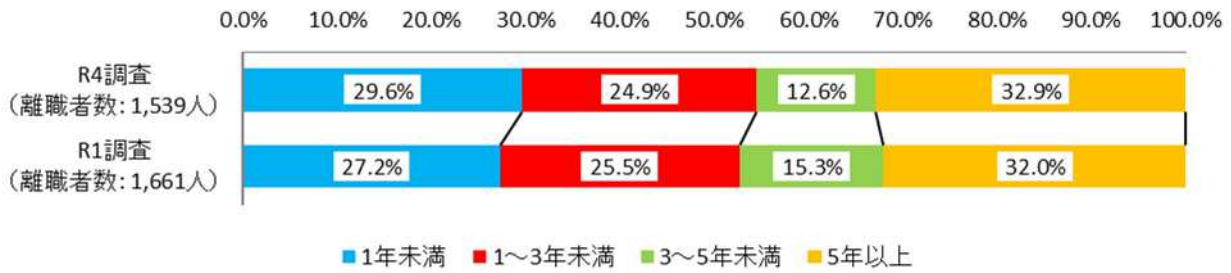
【取り組まなければならないと考えていること】 ※上位3つまでを複数回答



(6) 全職員の離職状況

過去1年間に自己都合を理由に離職した職員の総数は1,539人で、令和元年度調査と比較すると122人(7.3%)減少している。勤務年数別では、勤務年数1年未満の者は横ばい、1年以上の者は低下しており、特に勤務年数3～5年未満の者は23.6%低下している。

【過去1年間の自己都合による離職者の当該事業所での勤務年数】

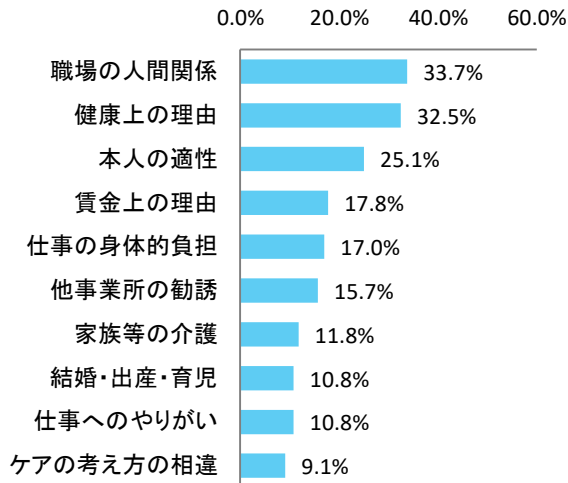


(7) 全職員（正規・非正規別）の離職理由

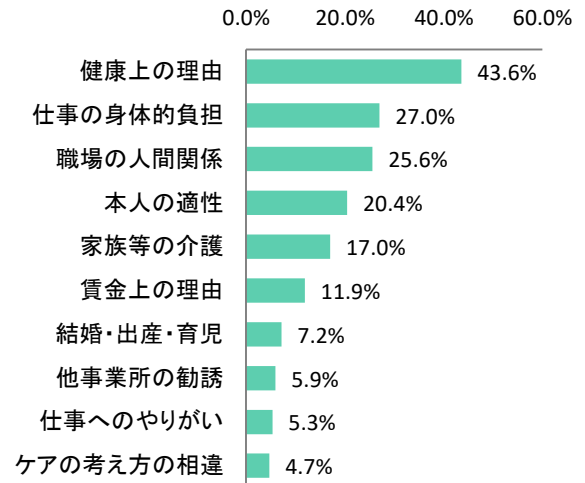
職員の離職理由は、正規・非正規どちらも「職場の人間関係」、「健康上の理由」が25%を超え、上位3位以内に入っている。

【離職理由（上位10位）】※19項目（非正規は20項目）の選択肢のうち上位3つまでを複数回答

正規職員（483事業所）



非正規職員（489事業所）



Ⅱ 障がい分野の施設・事業所

1. 調査の概要

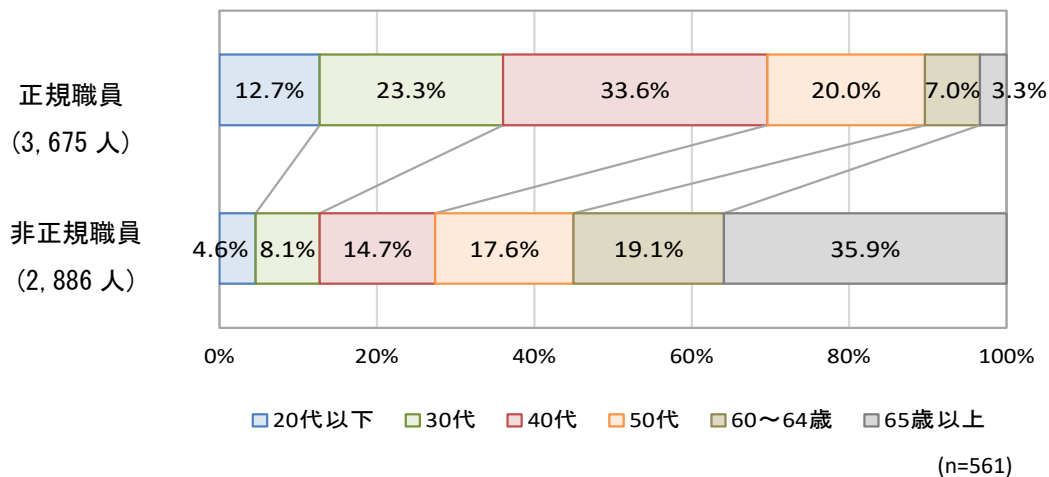
- (1) 調査期間 令和4年9月～10月
- (2) 調査対象施設・事業所数 713 事業所
- (3) 回答施設・事業所数 587 事業所（回収率：82.3%）

2. 調査結果の概要

(1) 職員の年齢構成

職員の年齢構成は、正規職員では40代が33.6%と最も多く、50代以下が約9割を占めている。一方で、非正規職員では65歳以上が35.9%と最も多く、60代以上が5割以上を占めている。

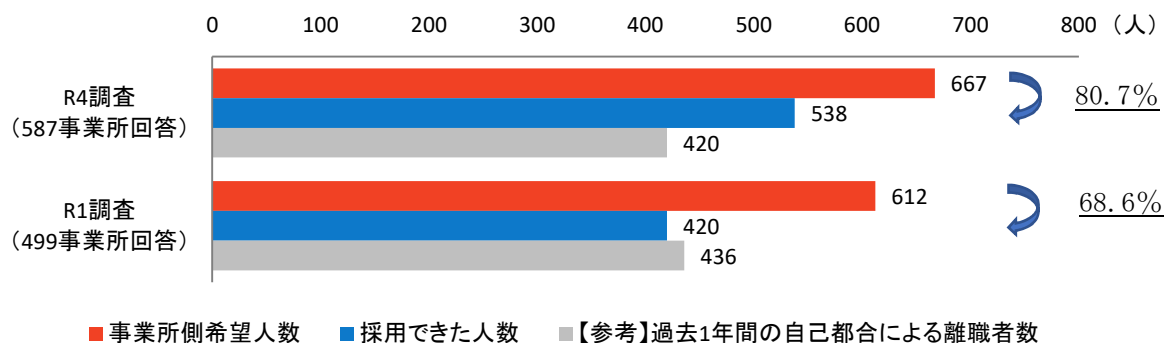
【年齢階層別構成割合（全職種）】



(2) 過去1年間の介護職員の採用状況

過去1年間の介護職員にかかる事業所側の希望人数に対して実際に採用できた人数の割合は80.7%となり、令和元年度調査の68.6%に比べて増加している。

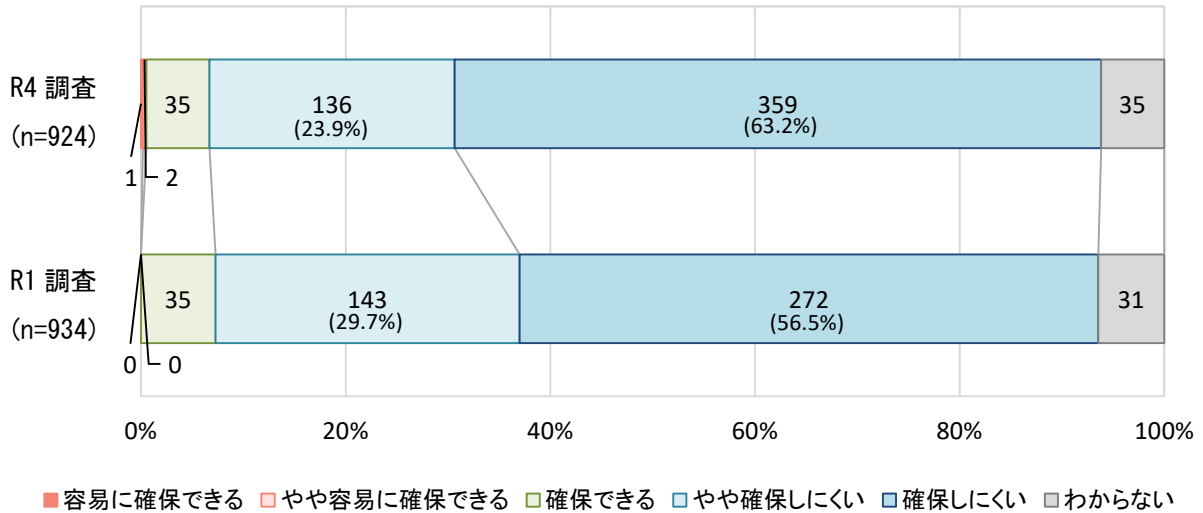
【過去1年間の事業所側希望人数と実際の採用人数（介護職員）】



(3) 障がい福祉人材確保の現状

人材確保全般についての事業所の実感を令和元年度調査と比較すると、「確保しにくい」と「やや確保しにくい」を合わせた割合は86.3%から87.1%と大きな変化は見られず、人材確保が困難な現状が依然としてつづいていることがうかがえる。

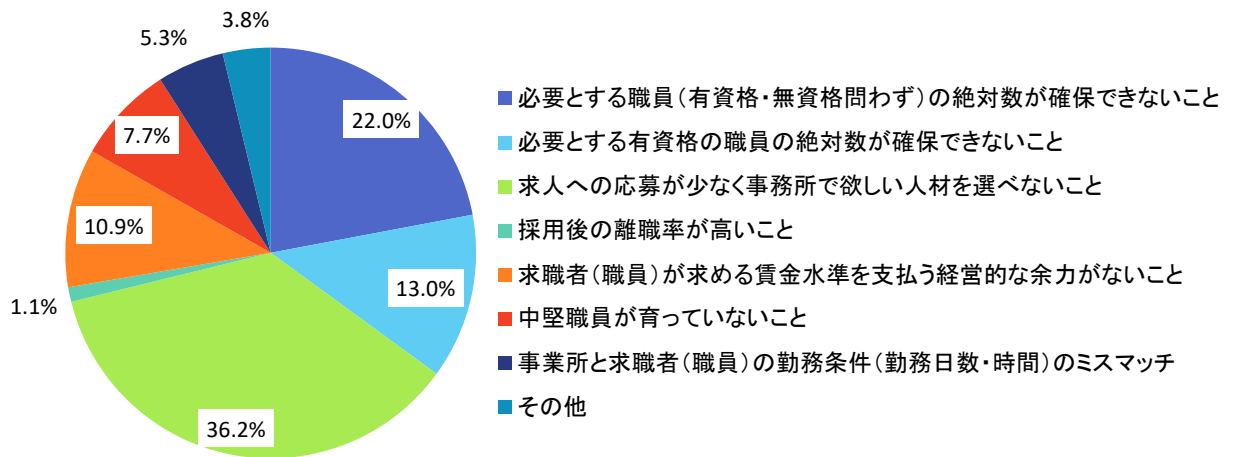
【人材確保の現状についての実感（人材確保全般）】



(4) 障がい福祉人材確保にかかる課題

「求人への応募が少なく事務所で欲しい人材を選べないこと」が36.2%で最も多い。

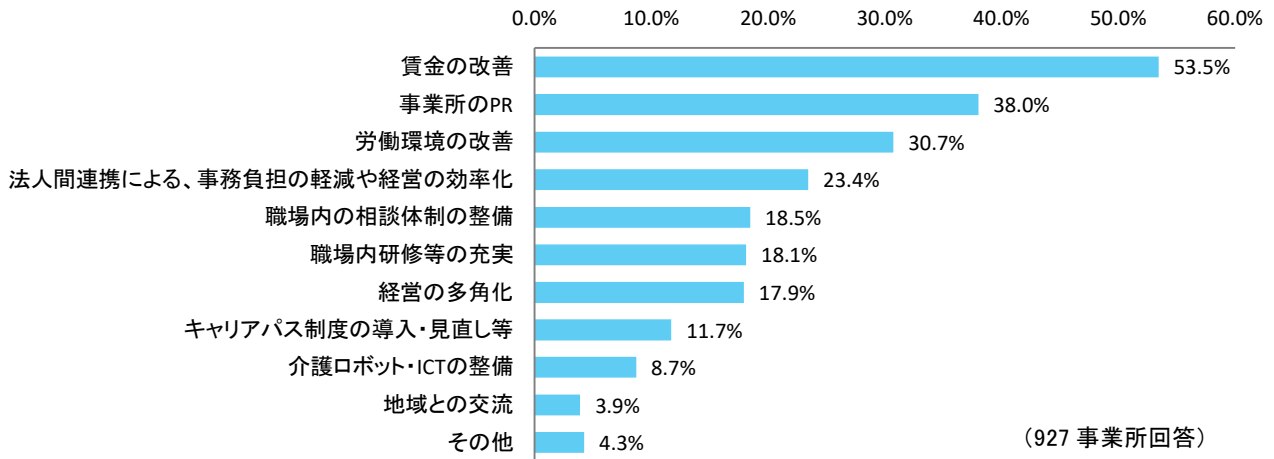
【介護人材確保にあたり直面する課題】



(5) 福祉人材確保のために取り組まなければならないこと

今後、人材を安定的に確保し、安定的な事業所の運営を行っていくために取り組まなければならないと考えているものは、「賃金の改善」が 53.5%と最も高く、「事業所の PR」が 38.0%、「労働環境の改善」が 30.7%と続いている。

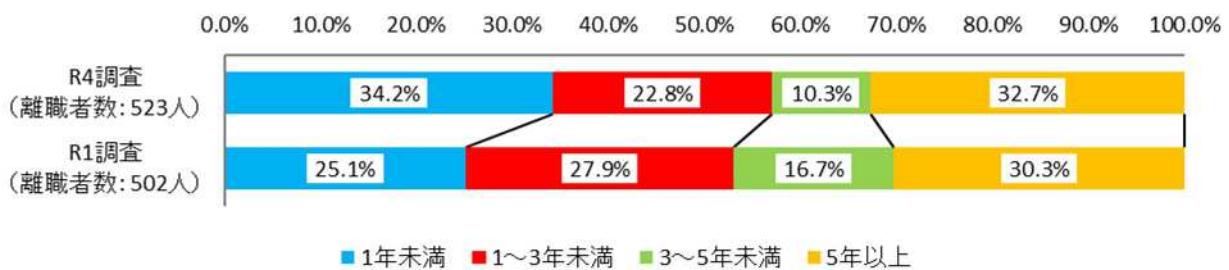
【取り組まなければならないと考えていること】 ※上位 3 つまでを複数回答



(6) 全職員の離職状況

過去 1 年間に自己都合を理由に離職した職員の総数は 523 人で、令和元年度調査と比較すると 21 人 (4.2%) 増加している。勤務年数別では、勤務年数 1～5 年未満の者は低下しているが、1 年未満の者と 5 年以上の者は増加しており、特に 1 年未満の者は 42.1%増加している。

【過去 1 年間の自己都合による離職者の当該事業所での勤務年数】



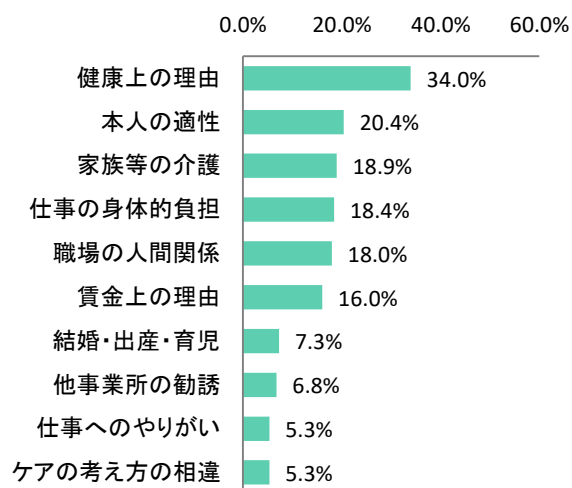
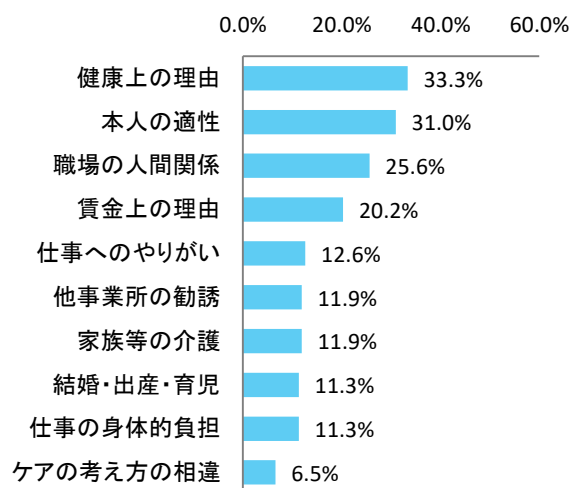
(7) 全職員（正規・非正規別）の離職理由

職員の離職理由は、正規・非正規どちらも「健康上の理由」が30%を超え、1位となっている。

【離職理由（上位10位）】※19項目（非正規は20項目）の選択肢のうち上位3つまでを複数回答

正規職員（168事業所）

非正規職員（206事業所）



令和4年度に各児童相談所及び各市町村で対応した児童相談の状況及び児童虐待相談の状況は下記のとおりでしたのでお知らせします。

令和4年度 児童相談の状況について

1 児童相談の対応状況

令和5年6月
青少年家庭課

| 相談種別 | 令和2年度 | | | | 令和3年度 | | | | 令和4年度 | | | |
|-------------------|--------|--------|------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | ○児童相談所 | | ◇市町村 | | ○児童相談所 | | ◇市町村 | | ○児童相談所 | | ◇市町村 | |
| 養護相談 (虐待相談を含む) | 1,099 | 44.1% | 530 | 62.7% | 1,269 | 47.4% | 557 | 54.0% | 1,138 | 48.0% | 697 | 68.5% |
| 保健相談 | 0 | 0.0% | 5 | 0.8% | 1 | 0.0% | 7 | 0.7% | 0 | 0.0% | 3 | 0.3% |
| 障がい相談 | 969 | 38.9% | 28 | 5.8% | 1,071 | 40.0% | 42 | 4.1% | 955 | 40.3% | 19 | 1.9% |
| 非行相談 | 53 | 2.1% | 5 | 0.6% | 48 | 1.8% | 5 | 0.5% | 48 | 2.0% | 5 | 0.5% |
| 育成相談 | 329 | 13.2% | 169 | 16.5% | 246 | 9.2% | 247 | 23.9% | 204 | 8.6% | 165 | 16.2% |
| その他 | 40 | 1.6% | 256 | 13.7% | 45 | 1.7% | 174 | 16.9% | 25 | 1.1% | 128 | 12.6% |
| 合計 | 2,490 | 100.0% | 993 | 100.0% | 2,680 | 100.0% | 1,032 | 100.0% | 2,370 | 100.0% | 1,017 | 100.0% |

※小数第二位四捨五入

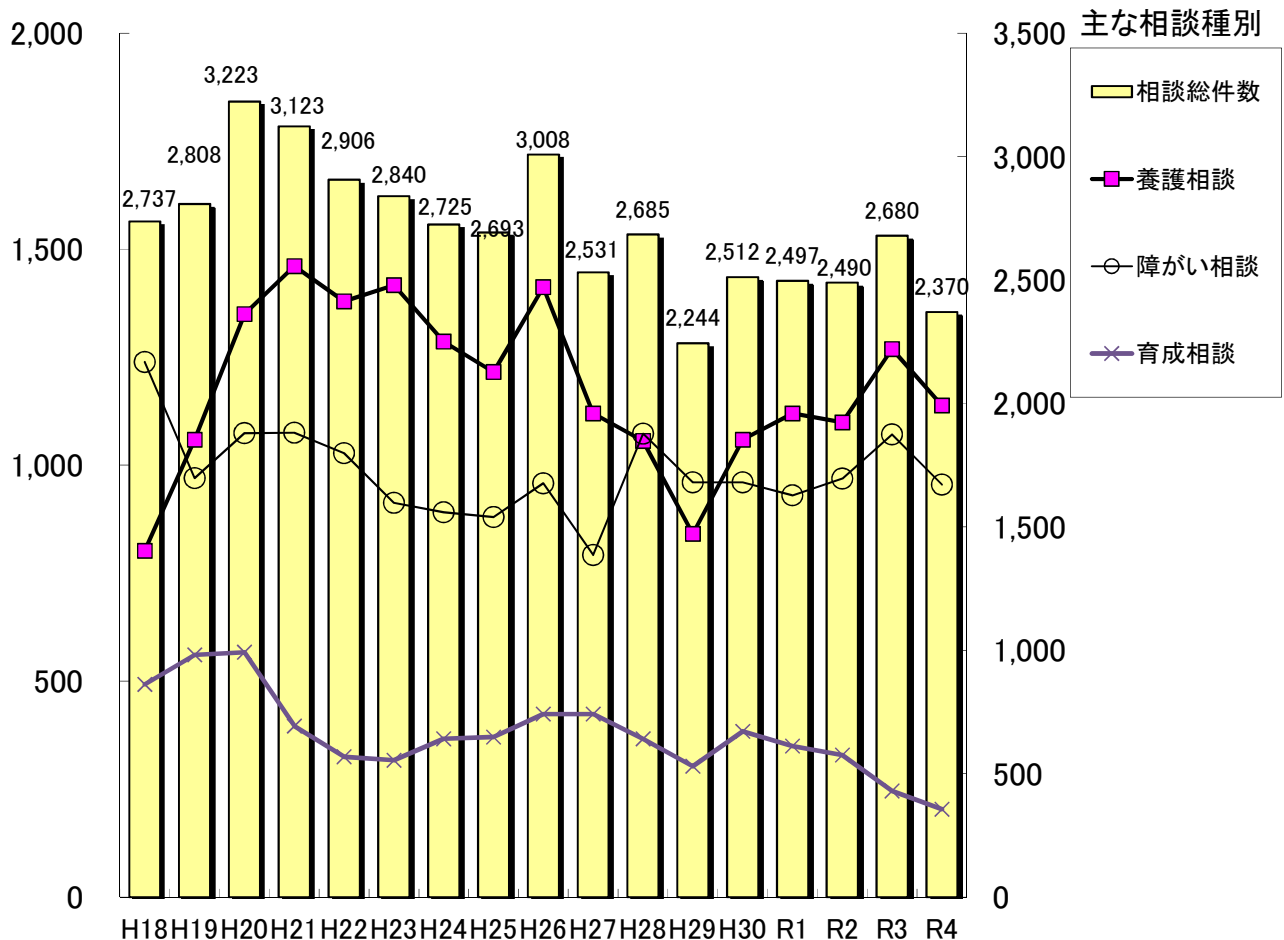
○令和4年度の対応件数は、児童相談所で2370件（*前年度比：310件減/約11.6%減）。市町村は1017件（*前年度比：15件減/約1.5%減）

○相談種別は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村では養護相談が最も多く、次いで育成相談となっている。

相談種別件数
(折線グラフ)

児童相談所における児童相談対応状況の推移

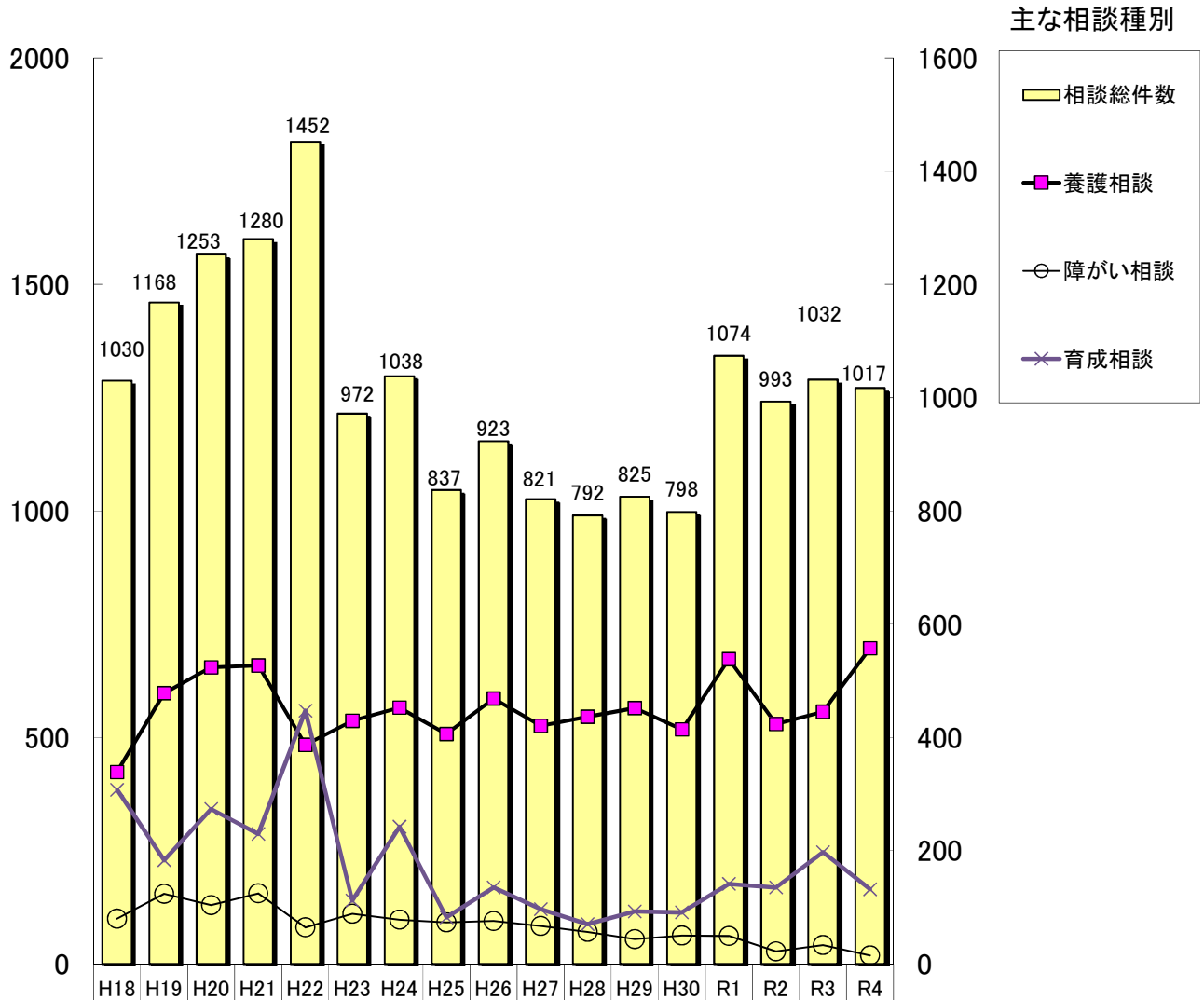
総件数(棒グラフ)



相談種別件数
(折線グラフ)

市町村における児童相談対応状況の推移

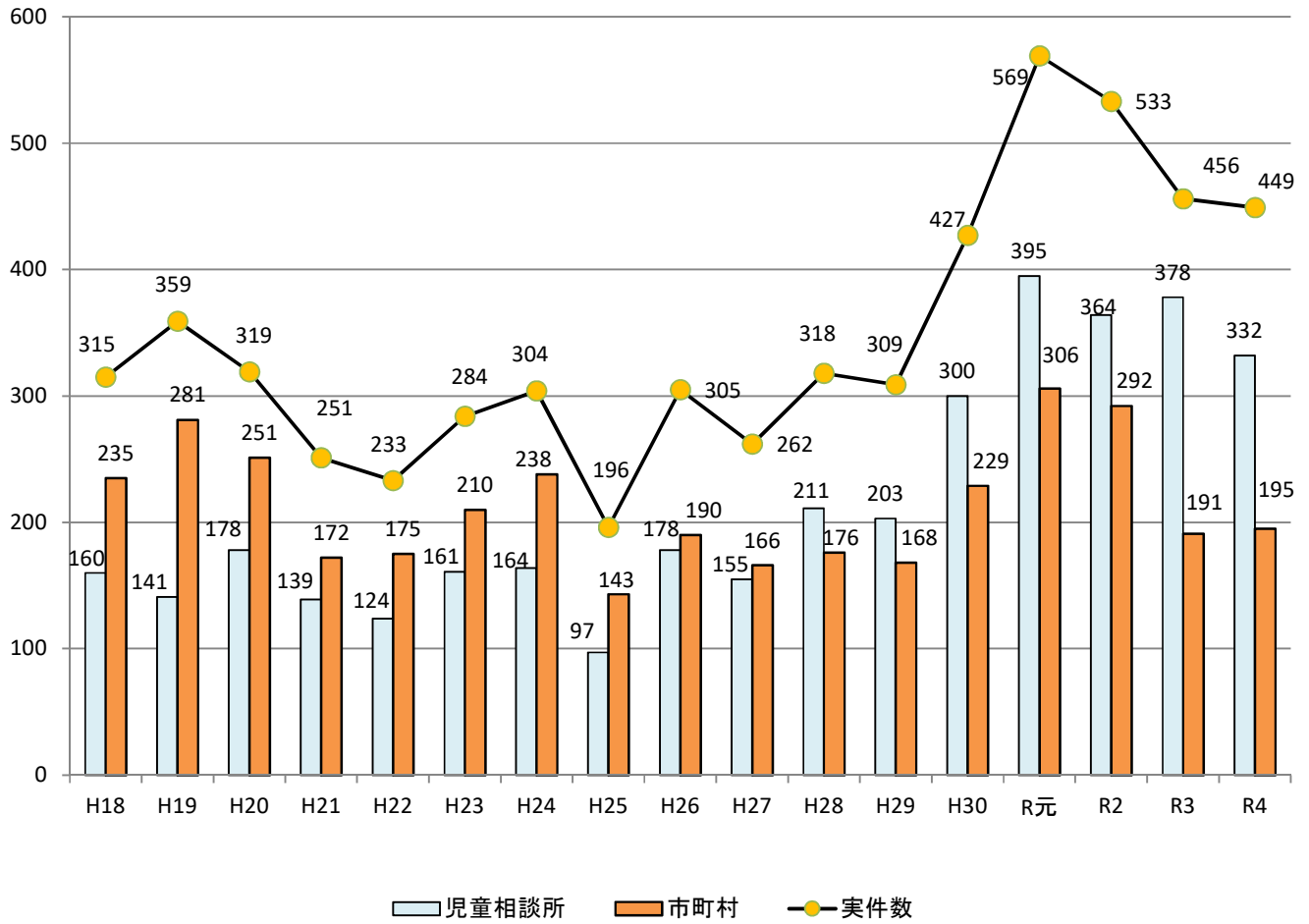
総件数(棒グラフ)



《参考》相談の種類及び主な内容

| | |
|-----------|---|
| 1. 養護相談 | 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、児童虐待等の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談 |
| 2. 保健相談 | 低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)を有する児童に関する相談 |
| 3. 障がい相談 | 肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、発達障がいに関する相談 |
| 4. 非行相談 | |
| ぐ犯行為等相談 | 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談 |
| 触法行為等相談 | 触法行為があったとして警察署から通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 |
| 5. 育成相談 | 性格行動、不登校、適正(進学適性・職業適性・学業不振等)、育児・しつけに関する相談 |
| 6. その他の相談 | 上記のいずれにも該当しない相談 |

○児童虐待相談対応(認定)件数の推移



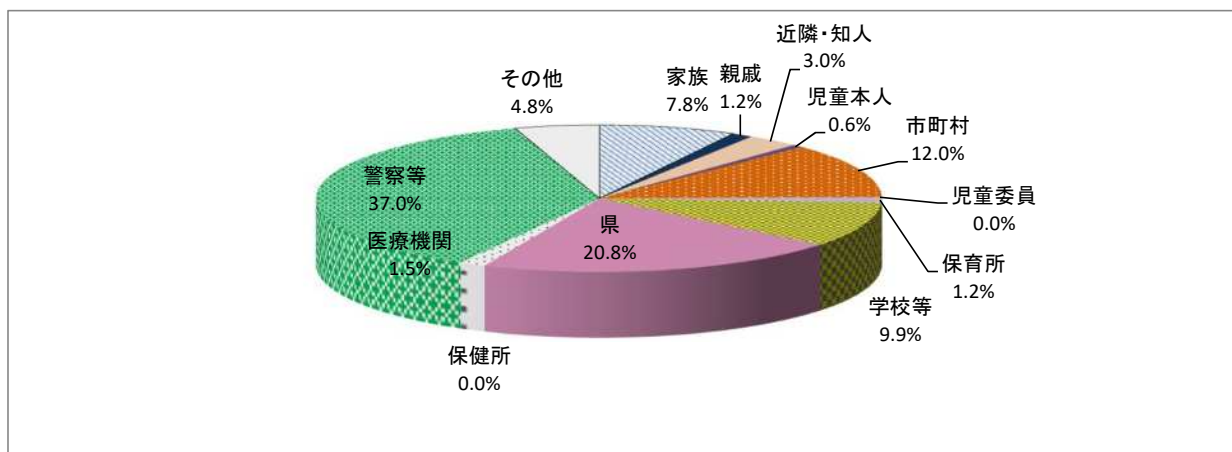
- 令和4年度の児童虐待相談の対応（認定）件数は、児童相談所が332件（前年度比約12.2%の減）、市町村が195件（前年度比約2.1%の増）となった。
- 児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース78件を除くと、県内で新たに児童虐待相談として対応（認定）した件数は449件で前年度比約1.5%の減となった。

- ・令和 2年度：533件《364件（児童相談所分）+292件（市町村分）-123件（重複分）=533件》
- ・令和 3年度：456件《378件（児童相談所分）+191件（市町村分）-113件（重複分）=456件》
- ・令和 4年度：449件《332件（児童相談所分）+195件（市町村分）-78件（重複分）=449件》

(1)- 1 受付経路(児童相談所)

| 区分 | 家族 | 親戚 | 近隣・知人 | 児童本人 | 市町村 | 児童委員 | 保育所 | 学校等 | 県 | 保健所 | 医療機関 | 警察等 | その他 | 計 |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|------|-------|-------|------|------|-------|------|--------|
| R2年度 | 34 | 4 | 8 | 0 | 58 | 0 | 5 | 62 | 82 | 0 | 8 | 96 | 7 | 364 |
| | 9.3% | 1.1% | 2.2% | 0.0% | 15.9% | 0.0% | 1.4% | 17.0% | 22.5% | 0.0% | 2.2% | 26.4% | 1.9% | 100.0% |
| R3年度 | 41 | 2 | 15 | 4 | 56 | 0 | 3 | 54 | 70 | 0 | 10 | 107 | 16 | 378 |
| | 10.8% | 0.5% | 4.0% | 1.1% | 14.8% | 0.0% | 0.8% | 14.3% | 18.5% | 0.0% | 2.6% | 28.3% | 4.2% | 100.0% |
| R4年度 | 26 | 4 | 10 | 2 | 40 | 0 | 4 | 33 | 69 | 0 | 5 | 123 | 16 | 332 |
| | 7.8% | 1.2% | 3.0% | 0.6% | 12.0% | 0.0% | 1.2% | 9.9% | 20.8% | 0.0% | 1.5% | 37.0% | 4.8% | 100.0% |

○令和4年度 児童相談所における児童虐待相談受付経路



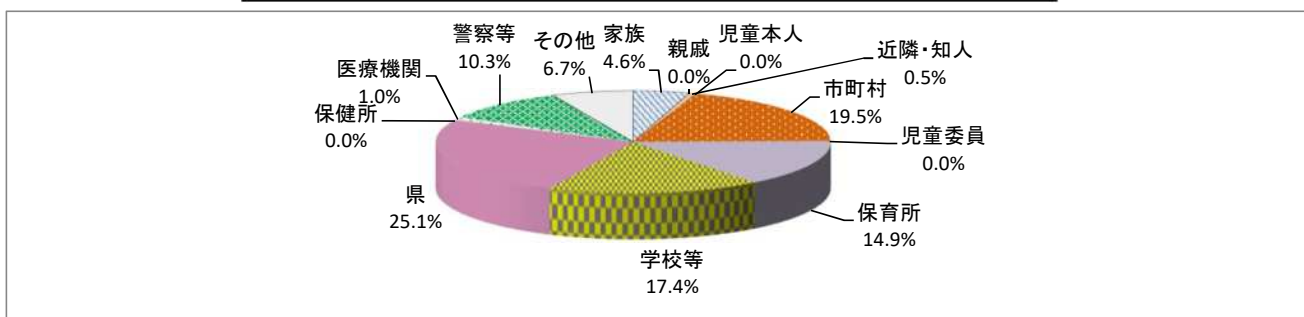
○児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、警察等からが123件（前年度比16件の増）で最も多く、全体に占める割合は37.0%となっている。次いで県、市町村、学校等からとなっている。

○児童相談所への通告件数については、令和2年度が768件、令和3年度が724件、令和4年度が786件となっており、前年度に比べ62件（約8.6%）増加している。

(1)- 2 受付経路(市町村)

| 区分 | 家族 | 親戚 | 近隣・知人 | 児童本人 | 市町村 | 児童委員 | 保育所 | 学校等 | 県 | 保健所 | 医療機関 | 警察等 | その他 | 計 |
|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|-------|------|--------|
| R2年度 | 16 | 6 | 0 | 0 | 53 | 1 | 38 | 56 | 49 | 0 | 7 | 38 | 28 | 292 |
| | 5.5% | 2.1% | 0.0% | 0.0% | 18.2% | 0.3% | 13.0% | 19.2% | 16.8% | 0.0% | 2.4% | 13.0% | 9.6% | 100.0% |
| R3年度 | 13 | 0 | 5 | 0 | 51 | 0 | 4 | 42 | 47 | 0 | 0 | 15 | 14 | 191 |
| | 6.8% | 0.0% | 2.6% | 0.0% | 26.7% | 0.0% | 2.1% | 22.0% | 24.6% | 0.0% | 0.0% | 7.9% | 7.3% | 100.0% |
| R4年度 | 9 | 0 | 1 | 0 | 38 | 0 | 29 | 34 | 49 | 0 | 2 | 20 | 13 | 195 |
| | 4.6% | 0.0% | 0.5% | 0.0% | 19.5% | 0.0% | 14.9% | 17.4% | 25.1% | 0.0% | 1.0% | 10.3% | 6.7% | 100.0% |

○令和4年度 市町村における児童虐待相談受付経路

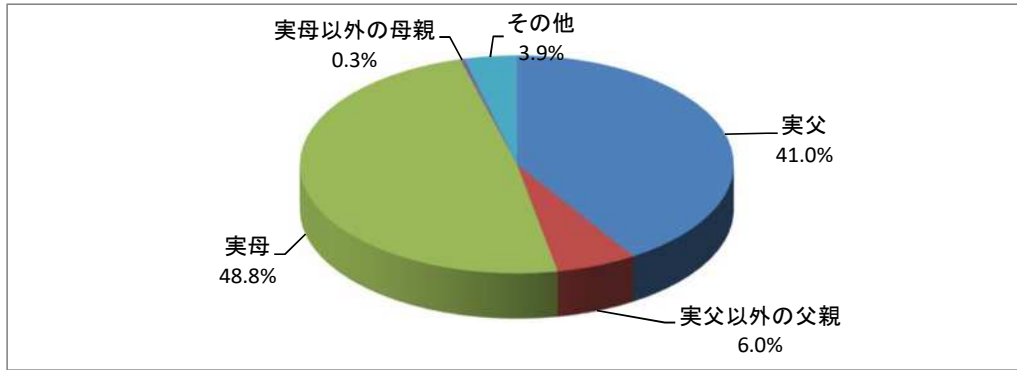


○市町村に寄せられた児童虐待相談は、県（児童相談所等）からが最も多く、次いで、市町村（他市町村、他部署等）、学校等からとなっている。

(2)-1 主な虐待者(児童相談所)

| 区分 | 実父 | | 実父以外の父親 | | 実母 | | 実母以外の母 | | その他 | | 計 | |
|------|-----|-------|---------|------|-----|-------|--------|------|-----|------|-----|--------|
| R2年度 | 138 | 37.9% | 27 | 7.4% | 184 | 50.5% | 2 | 0.5% | 13 | 3.6% | 364 | 100.0% |
| R3年度 | 165 | 43.7% | 26 | 6.9% | 166 | 43.9% | 4 | 1.1% | 17 | 4.5% | 378 | 100.0% |
| R4年度 | 136 | 41.0% | 20 | 6.0% | 162 | 48.8% | 1 | 0.3% | 13 | 3.9% | 332 | 100.0% |

○主な虐待者

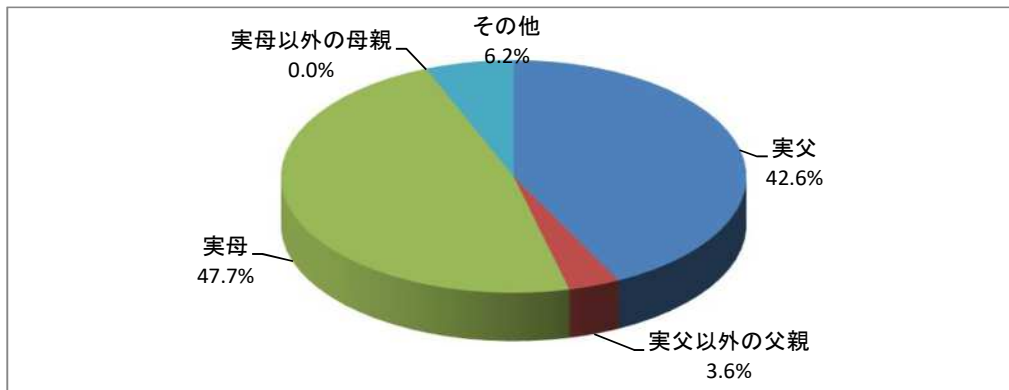


○主な虐待者は、実母が162件（48.8%）と最も多く、次いで実父が136件（41.0%）、実父以外の父親が20件（6.0%）となっている。

(2)-2 主な虐待者(市町村)

| 区分 | 実父 | | 実父以外の父親 | | 実母 | | 実母以外の母 | | その他 | | 計 | |
|------|-----|-------|---------|------|-----|-------|--------|------|-----|------|-----|--------|
| R2年度 | 128 | 43.8% | 13 | 4.5% | 137 | 46.9% | 1 | 0.3% | 13 | 4.5% | 292 | 100.0% |
| R3年度 | 69 | 36.1% | 11 | 5.8% | 100 | 52.4% | 1 | 0.5% | 10 | 5.2% | 191 | 100.0% |
| R4年度 | 83 | 42.6% | 7 | 3.6% | 93 | 47.7% | 0 | 0.0% | 12 | 6.2% | 195 | 100.0% |

○主な虐待者

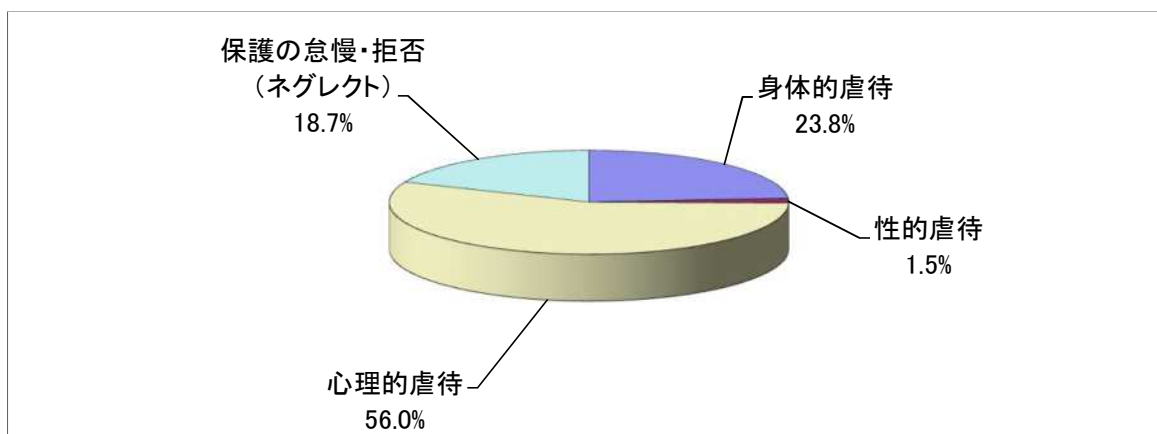


○主な虐待者は、実母が93件（47.7%）と最も多く、次いで実父が83件（42.6%）、その他12件（6.2%）となっている。

(3)-1 虐待種別(児童相談所)

| 区分 | 身体的虐待 | | 性的虐待 | | 心理的虐待 | | 保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) | | 計 | |
|------|-------|-------|------|------|-------|-------|---------------------|-------|-----|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| R2年度 | 80 | 22.0% | 7 | 1.9% | 191 | 52.5% | 86 | 23.6% | 364 | 100.0% |
| R3年度 | 91 | 24.1% | 1 | 0.3% | 205 | 54.2% | 81 | 21.4% | 378 | 100.0% |
| R4年度 | 79 | 23.8% | 5 | 1.5% | 186 | 56.0% | 62 | 18.7% | 332 | 100.0% |

○虐待種別

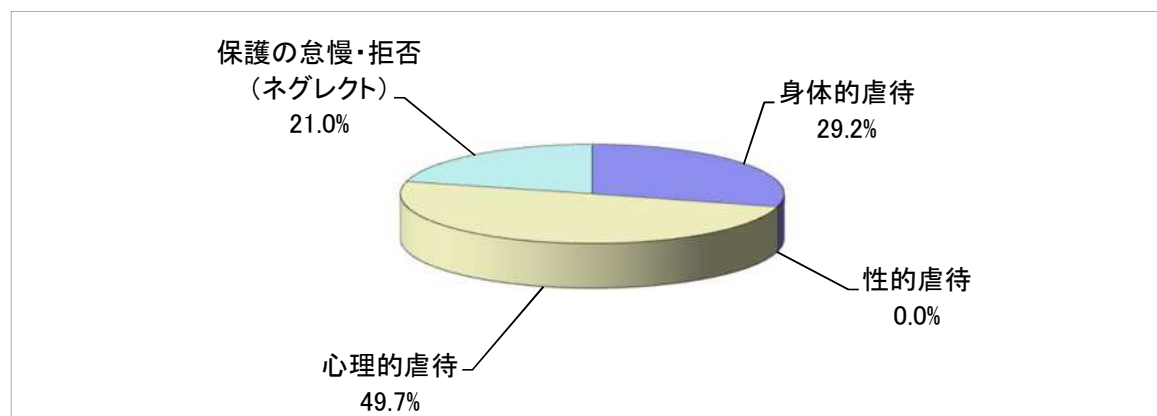


○虐待の種別を見ると、心理的虐待が186件（うち面前DV等が66件）（56.0%）で最も多く、次いで、身体的虐待が79件（23.8%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が62件（18.7%）となっている。

(3)-2 虐待種別(市町村)

| | 身体的虐待 | | 性的虐待 | | 心理的虐待 | | 保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) | | 計 | |
|------|-------|-------|------|------|-------|-------|---------------------|-------|-----|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| R2年度 | 85 | 29.1% | 4 | 1.4% | 154 | 52.7% | 49 | 16.8% | 292 | 100.0% |
| R3年度 | 51 | 26.7% | 1 | 0.5% | 94 | 49.2% | 45 | 23.6% | 191 | 100.0% |
| R4年度 | 57 | 29.2% | 0 | 0.0% | 97 | 49.7% | 41 | 21.0% | 195 | 100.0% |

○虐待種別

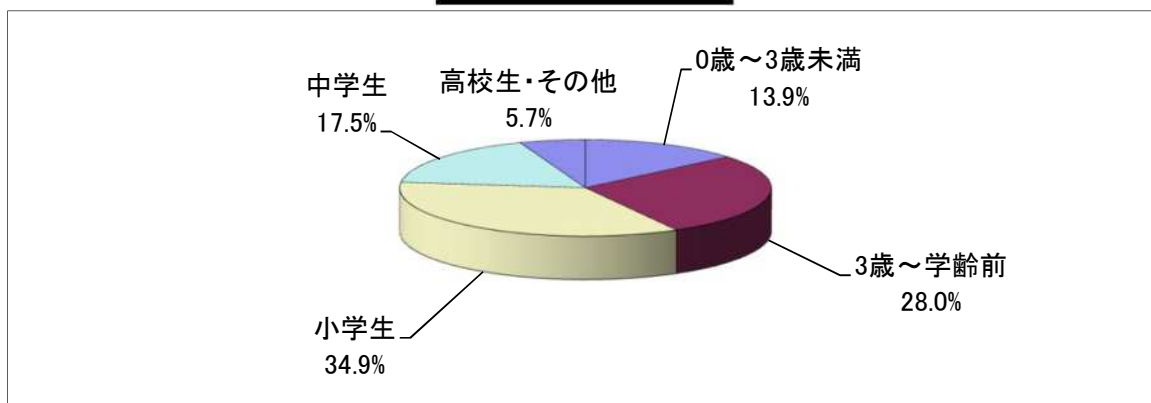


○虐待の種別を見ると、心理的虐待が97件（うち面前DV等が40件）（49.7%）で最も多く、次いで、身体的虐待が57件（29.2%）、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が41件（21.0%）となっている。

(4)-1 被虐待者の年齢(児童相談所)

| 区分 | 0歳～3歳未満 (0～2歳) | | 3歳～学齢前 (3～6歳) | | 小学生 (7～12歳) | | 中学生 (13～15歳) | | 高校生・その他 (16～18歳) | | 計 | |
|------|-------------------|-------|------------------|-------|----------------|-------|-----------------|-------|---------------------|------|-----|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| R2年度 | 56 | 15.4% | 98 | 26.9% | 139 | 38.2% | 55 | 15.1% | 16 | 4.4% | 364 | 100.0% |
| R3年度 | 52 | 13.8% | 89 | 23.5% | 145 | 38.4% | 65 | 17.2% | 27 | 7.1% | 378 | 100.0% |
| R4年度 | 46 | 13.9% | 93 | 28.0% | 116 | 34.9% | 58 | 17.5% | 19 | 5.7% | 332 | 100.0% |

○被虐待者の年齢

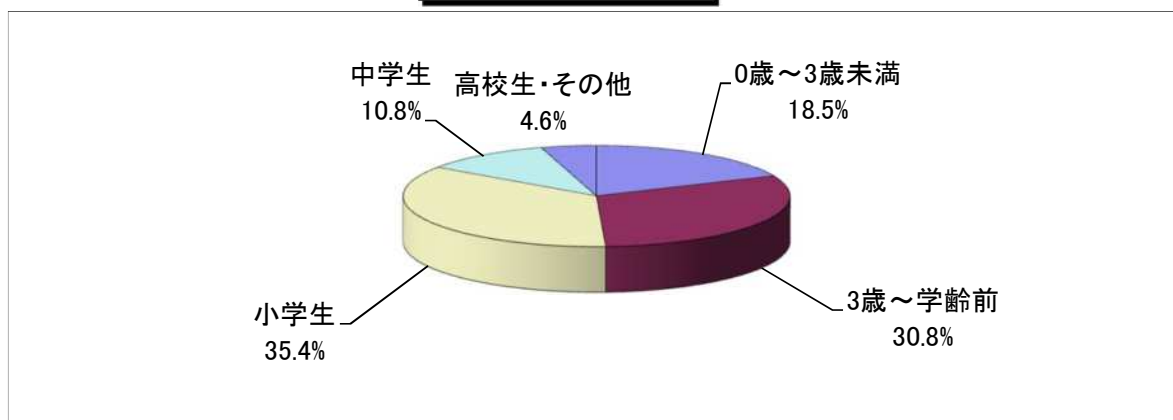


○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が116件（34.9%）、3歳～学齢前が93件（28.0%）、中学生が58件（17.5%）、0歳～3歳未満が46件（13.9%）等となっている。

(4)-2 被虐待者の年齢(市町村)

| 区分 | 0歳～3歳未満 (0～2歳) | | 3歳～学齢前 (3～6歳) | | 小学生 (7～12歳) | | 中学生 (13～15歳) | | 高校生・その他 (16～18歳) | | 計 | |
|------|-------------------|-------|------------------|-------|----------------|-------|-----------------|-------|---------------------|------|-----|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| R2年度 | 58 | 19.9% | 102 | 34.9% | 101 | 34.6% | 28 | 9.6% | 3 | 1.0% | 292 | 100.0% |
| R3年度 | 36 | 18.8% | 49 | 25.7% | 67 | 35.1% | 29 | 15.2% | 10 | 5.2% | 191 | 100.0% |
| R4年度 | 36 | 18.5% | 60 | 30.8% | 69 | 35.4% | 21 | 10.8% | 9 | 4.6% | 195 | 100.0% |

○被虐待者の年齢



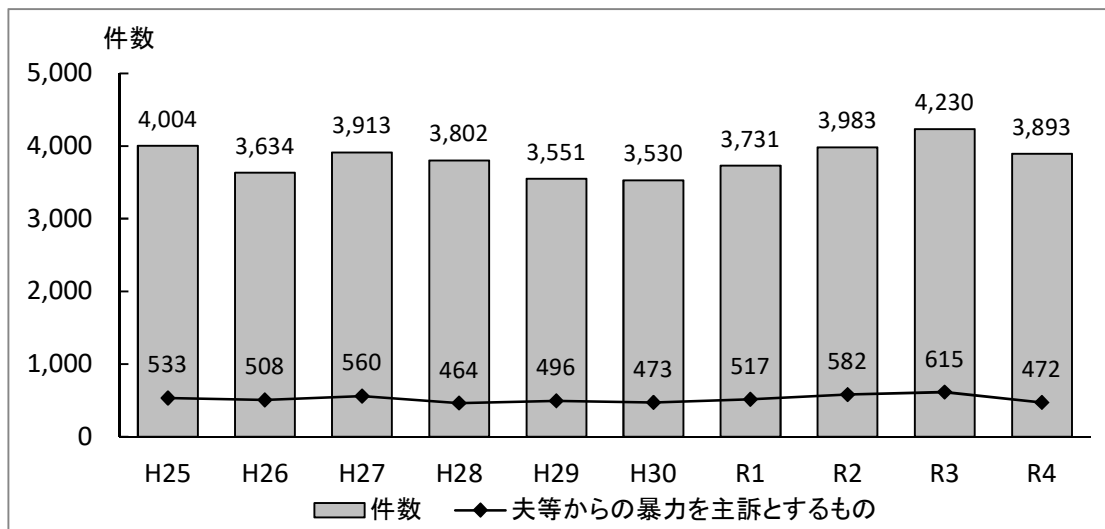
○虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が69件（35.4%）、3歳～学齢前が60件（30.8%）、0歳～3歳未満が36件（18.5%）、中学生が21件（10.8%）等となっている。

令和4年度における女性相談の実施状況について

島根県における令和4年度の女性相談の実施状況は次のとおりでしたのでお知らせします。

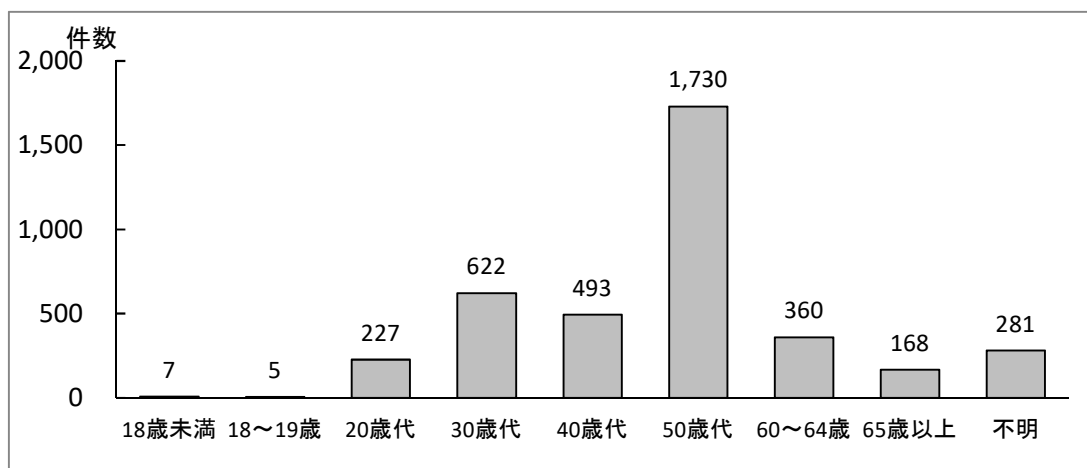
1 女性相談の状況

(1) 女性相談件数(延べ件数)の推移



○相談件数は面接相談と電話相談を合わせ3,893件、令和3年度の4,230件に比べて337件(8.0%)減少しました。

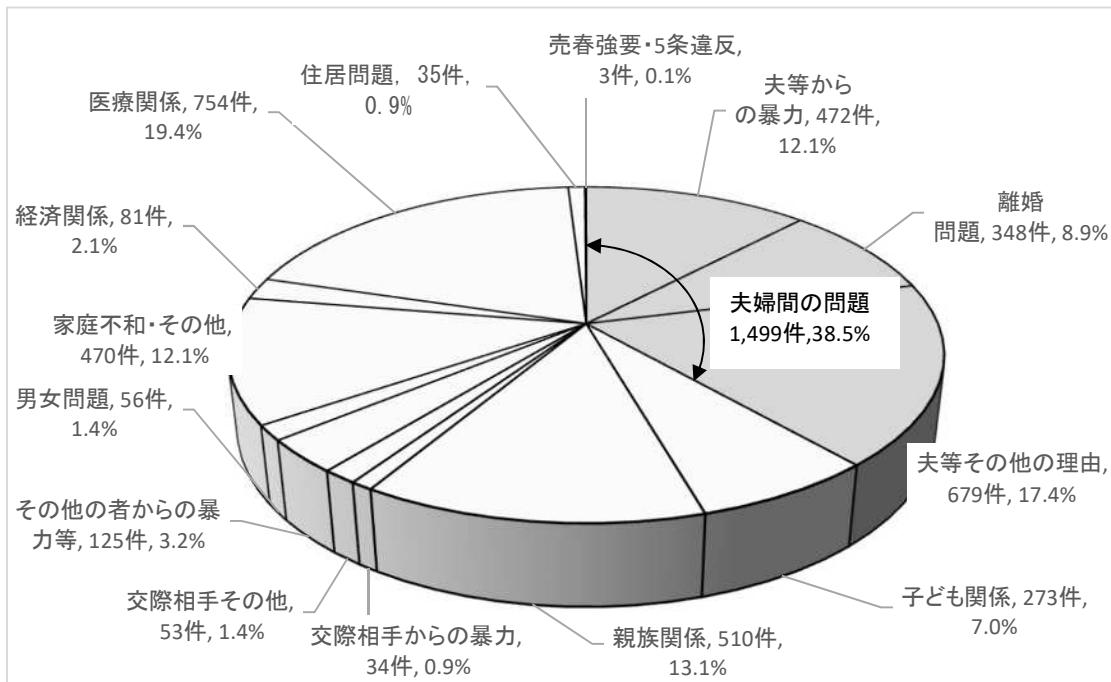
(2) 年齢別相談件数(延べ件数)



○以下の年齢層の相談が多い状況となっています。

- ・50歳代 1,730件(44.4%)
- ・30歳代 622件(16.0%)
- ・40歳代 493件(12.7%)

(3)主訴別相談件数(延べ件数)



○ 相談内容は日常生活上の困りごとから、いろいろな問題が複雑に絡んだものまで、広範多岐にわたっていますが、主な相談内容等については次のとおりです。

<主訴別(最も中心的な訴え)の状況>

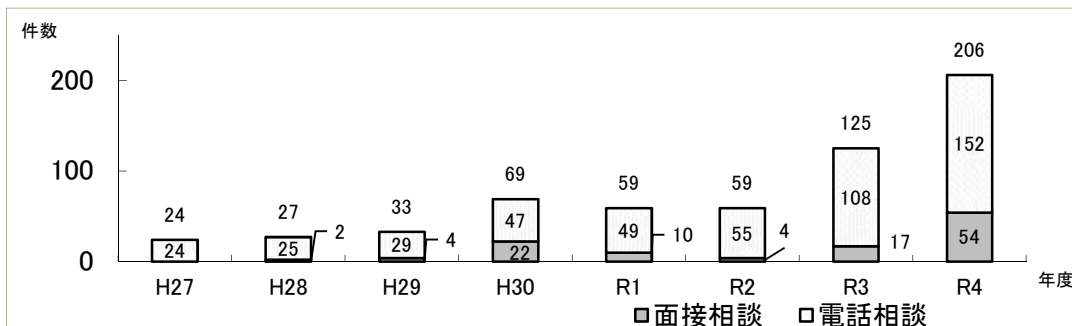
- ・最も多いものは、精神的な相談をはじめとした「医療関係」754件(19.4%)でした。
- ・次いで、夫の諸問題の相談「夫等その他の理由※」679件(17.4%)、「親族関係」510件(13.1%)となっています。
- ・夫婦間の問題(「夫等からの暴力」、「離婚問題」、「夫等その他」)が、1,499件(38.5%)となっています。

※ 「夫等」とは「夫、元夫、内縁の夫」を示します。また「その他」とは、夫の薬物・酒乱・ギャンブル・借金・女性問題・病気などの問題を意味しています。

<夫等からの暴力に係る相談状況>

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」、平成26年1月3日から改正DV法施行)が施行された平成13年度以降増加し、平成18年度の851件を最高に、近年は500件前後で推移しています。
- ・令和4年度は472件で、令和3年度の615件に比べて143件(23.3%)減少しました。

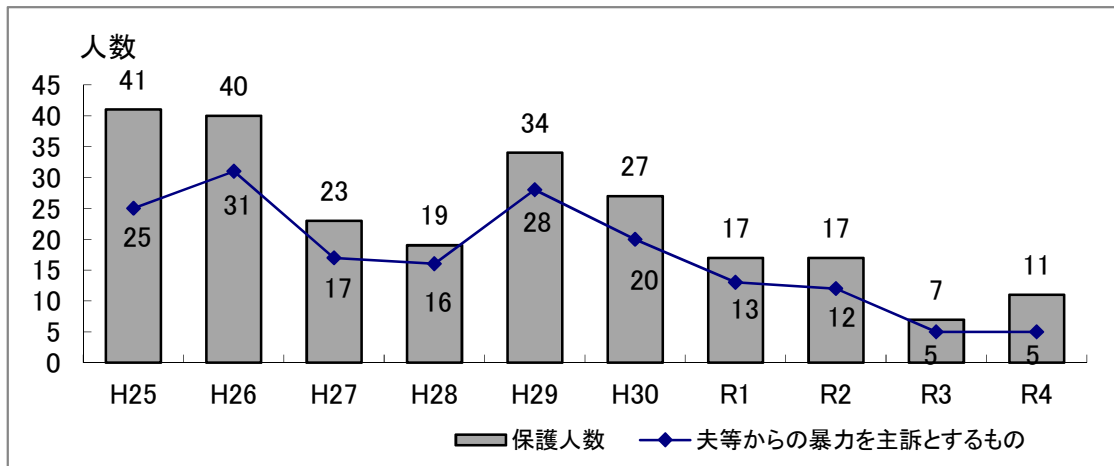
2 性暴力被害者支援相談(たんぽぽ)の相談件数(延べ件数)



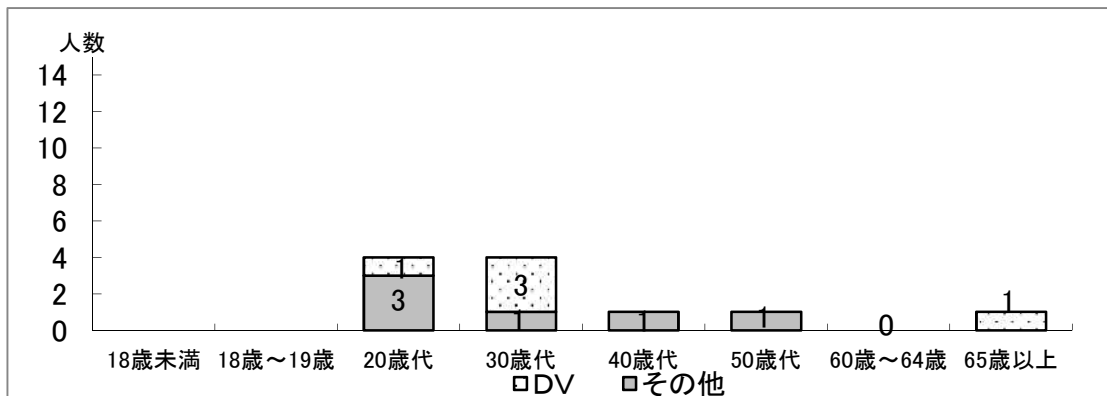
令和4年度の面接相談件数は同行支援も含めて54件でした。電話相談件数は152件で、うち性暴力被害の相談は112件、その他の相談・問合せは40件でした。

3 一時保護の状況

(1) 一時保護人数(実人数)の推移(同伴児(者)は含まず)



(2) 一時保護者の年齢別状況(実人数)



○ 一時保護の状況

- ・夫等からの暴力被害者など11名の方を一時保護し、令和3年度に比べ4名増加しました。
- ・一時保護の理由や年齢層、同伴児(者)等の状況は次のとおりです。

<一時保護の理由など>

- ・令和4年度の一時保護11名のうち、「夫等からの暴力」による保護人数は5名(45. 5%)で、令和3年度と同人数でした。
- ・一時保護した年齢層は、20歳代及び30歳代が各4名(各36. 4%)、40歳代、50歳代及び65歳以上が各1名となっています。
- ・同伴児(者)は令和3年度と同人数の10名で、このうち9名が「夫等からの暴力」による保護者の同伴児(者)となっています。
- ・一時保護の平均日数は26. 5日で令和3年度に比べて3. 4日増加しました。

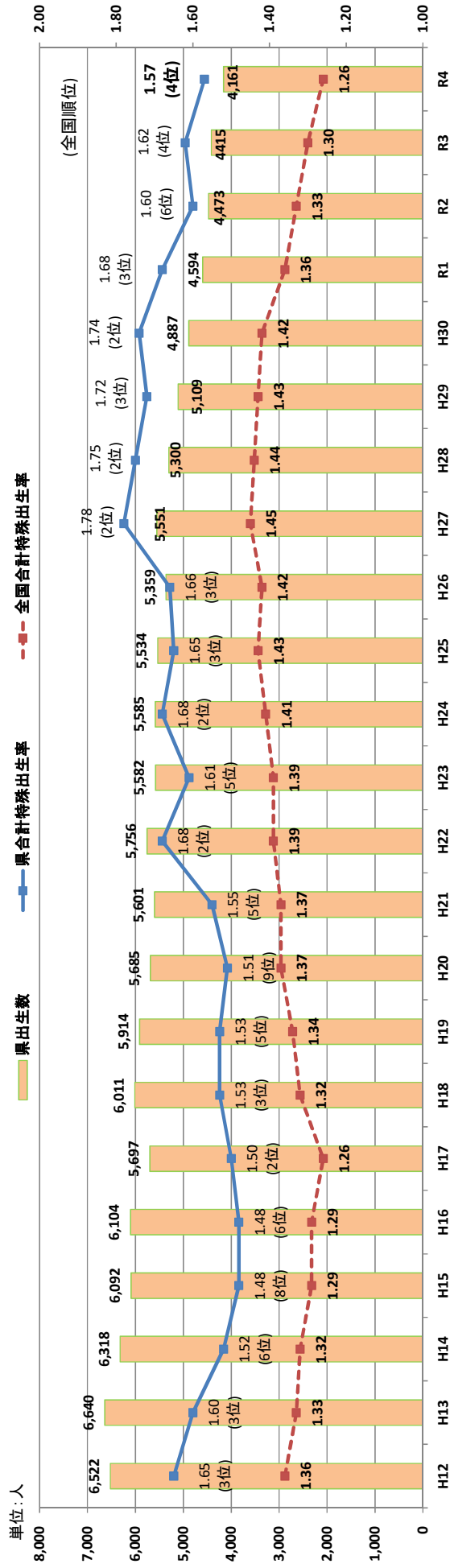
【女性相談の窓口】

女性相談センター 0852-25-8071 女性相談センター西部分室 0854-84-5661
 出雲児童相談所 0853-21-8789 浜田児童相談所 0855-28-3434
 益田児童相談所 0856-31-1886 中央児童相談所隠岐相談室 08512-2-9810
 性暴力被害者支援相談専用ダイヤル(たんぽぽ) 0852-25-3010

令和4年合計特殊出生率等について【厚生労働省 R5. 6. 2発表】

令和5年6月29日・30日
環境厚生委員会資料
健康福祉子ども・子育て支援課

■ 合計特殊出生率、出生数の推移



■ 合計特殊出生率、出生数

| | 合計特殊出生率 | | 出生数 (人) | |
|-----|---------|--------|---------|----------|
| | R3 確定 | R4 概数 | R3 確定 | R4 概数 |
| 全国 | 1.30 | 1.26 | 811,622 | 770,747 |
| 島根県 | 1.62 | 1.57 | 4,415 | 4,161 |
| | | ▲ 0.04 | ▲ 0.05 | ▲ 40,875 |
| | | ▲ 0.05 | ▲ 0.05 | ▲ 254 |

■ 合計特殊出生率全国順位

| | R2 | | R3 | | R4 | |
|----|------|------|------|------|-----|--------|
| | 1位 | 2位 | 1位 | 2位 | 1位 | 2位 |
| 1位 | 沖縄県 | 1.83 | 沖縄県 | 1.80 | 沖縄県 | 1.70 |
| 2位 | 宮崎県 | 1.65 | 鹿児島県 | 1.65 | 宮崎県 | 1.63 |
| 3位 | 長崎県 | 1.61 | 宮崎県 | 1.64 | 鳥取県 | 1.60 |
| 4位 | 鹿児島県 | 1.61 | 島根県 | 1.62 | 島根県 | 1.57 |
| 5位 | 熊本県 | 1.60 | 長崎県 | 1.60 | 長崎県 | (同率4位) |
| 全国 | | 1.33 | | 1.30 | | 1.26 |

※島根県1.60(6位)

令和5年度の放課後児童クラブの状況について

1. 受け入れ児童数の拡大

| | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 増減(R元→R5) |
|---------------------------------|-------|--------|--------|---------------|----------------|-----------------|
| 児童クラブ数(箇所) | 235 | 243 | 249 | 258 | 263 | +28 |
| 受入可能数(定員:人) | 9,801 | 10,145 | 10,553 | 11,058 | 11,295 | +1,494 |
| 受入児童数(人) | 8,920 | 9,135 | 9,365 | 9,842 | 9,940 | +1,020 |
| ほか 小規模預かり ※ (小規模預かりを含む受入児童数) | — | — | — | 46 (9,888) | 80 (10,020) | +80 (+1,100) |
| 待機児童数(人) | 190 | 157 | 160 | 131 | 109 | ▲81 |

※ 小規模多機能・放課後児童支援事業(R4県補助金創設)による受入児童数

2. 利用時間の延長

| | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | 増減(R元→R5) |
|-------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 18:30まで開所(箇所) | — | 175 (72.0%) | 201 (80.7%) | 210 (81.4%) | 219 (83.3%) | +44 (注) R2→R5増減 |
| 19:00まで開所(箇所) | 59 (25.1%) | 75 (30.9%) | 85 (34.1%) | 92 (35.7%) | 95 (36.1%) | +36 |
| 長期休業中の 朝7:30から開所(箇所) | 31 (13.2%) | 40 (16.5%) | 68 (27.3%) | 68 (26.4%) | 83 (31.6%) | +52 |

()内の%は各年度の児童クラブ数に占める割合

3. 放課後児童支援員の確保

| | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 ※ | 増減(R元→R5) |
|----------|------|------|------|------|-----------|-----------|
| 研修実施箇所数 | 3 | 7 | 7 | 8 | 9 | +6 |
| 資格研修実施回数 | 3 | 10 | 9 | 10 | 11 | +8 |
| 受講(修了)者数 | 197 | 220 | 209 | 255 | — | — |

※R5年度箇所数・実施回数は予定

厚生労働省「放課後児童クラブの実施状況調査」及び市町村への聞き取りによる

[調査時点] 1,2 … R元年度: R元.5.1、R2年度: R2.7.1、R3年度: R3.7.1、R4年度: R4.5.1、R5年度: R5.5.1 (速報値)

3 … 各年度末

島根県自死対策総合計画(案)について

1. 計画の概要

(1) 位置付け

- ・自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第1項で策定するものとされている都道府県自殺対策計画

(2) 改定の趣旨

- ・現計画が令和4年度までの計画期間となっており、令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえて新しい計画を策定

(3) 計画期間

- ・令和5年度～令和9年度（5年間）

2. 主な内容

(1) 数値目標

- ・令和8年（2026年）までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年（2015年）と比べて40%以上減少させ、国と同じ目標値である13.0以下を目指す（平成27年（2015年）22.9 → 令和8年（2026年）までに13.0以下）

(2) 対策の方向性

| 項目 | 主な内容 |
|------------------------------|---|
| 1. 県民一人ひとりの気付きと見守りの促進 | 自死予防週間と自死対策強化月間の実施、自死等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発 |
| 2. 調査研究等の推進 | 自死の実態や自死対策の実施状況等に関する調査研究 |
| 3. 人材の確保、養成及び資質の向上 | 関係機関職員や支援者への研修、ゲートキーパー（自死の危険を示すサインに気付き、適切な対応を図ることができる人）の養成 |
| 4. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進 | 職場・地域・学校における心の健康づくりの推進、大規模災害における被災者の心のケア |
| 5. 適切な精神保健医療福祉サービスの提供 | 精神科医療機関等のネットワークの構築、精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 |
| 6. 社会全体の自死リスクの低下 | 相談体制の充実、相談窓口情報の周知、インターネット上の対策、介護者・児童虐待・DV・生活困窮者等への支援の充実 |
| 7. 自死未遂者の再度の自死企図の防止 | 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実、家族等の身近な支援者に対する支援 |
| 8. 遺された人への支援の充実 | 遺族の自助グループ等の運営支援、遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 |
| 9. 民間団体との連携の強化 | 島根いのちの電話に対する支援等、遺族の自助グループとの連携 |
| 10. 子ども・若者、 <u>高齢者</u> の自死対策 | いじめを苦しめた子どもの自死の予防、児童・生徒等への支援の充実、SOSの出し方に関する教育の推進、高齢者への支援の充実 |
| 11. 勤務問題による自死対策 | 長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス対策の推進、ハラスメント防止対策 |
| 12. <u>女性の自死対策</u> | 妊産婦への支援の充実、女性の雇用・就業支援などコロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 |
| 13. 市町村の取組への支援 | 市町村計画の策定・見直しの支援 |

3. スケジュール

- 令和5年5月 第1回 島根県自死総合対策連絡協議会（計画素案の審議）
6月 パブリックコメントの実施、環境厚生委員会に報告
9月 第2回 島根県自死総合対策連絡協議会（計画案の審議）
9月 環境厚生委員会に報告
10月 策定・公表

障がい者就労継続支援事業所における令和4年度の工賃実績について

1. 令和4年度の工賃実績

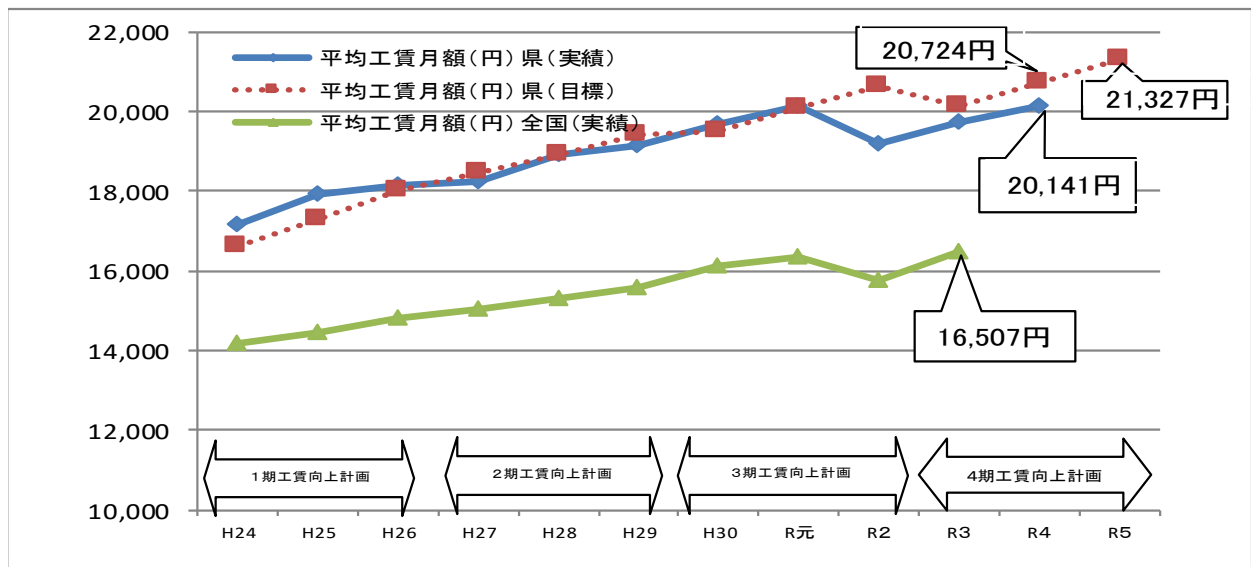
| | | 平均工賃月額(円) (前年度比) | | | | 事業所数 | | 定員 | |
|---------------------------|-----|------------------|--------|---------------|---------------|------|-----|-------|-------|
| | | R2 | R3 | R4 | R4/R3 | R3 | R4 | R3 | R4 |
| 就労継続支援B型 (工賃向上計画対象事業所) | 目標額 | 20,651 | 20,120 | 20,724 | 103.0% | 132 | 135 | 2,749 | 2,881 |
| | 実績額 | 19,201 | 19,749 | 20,141 | 102.0% | | | | |
| 就労継続支援A型(雇用型) | | 95,329 | 97,079 | 100,019 | 103.0% | 33 | 32 | 589 | 509 |

※平均工賃月額＝年間の工賃総額【収入－原価(原材料・外注等)】÷各月の工賃支払対象者延べ人数

(平均工賃月額の増加の要因)

- ① 県内の企業活動や観光需要が、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直したことにより、製造業等からの作業受託、受注が回復傾向にあったほか、自主製品の販売機会が増えたこと。
- ② 付加価値の高い自主製品の生産・販売や施設外作業など多様なサービス提供が進展していること。
- ③ 農福連携の取り組みにより、施設外就労の仕事量や農家からの作業委託などが増えたこと。

2. 平均工賃月額の推移



3. 島根県の平均工賃月額の順位

(単位: 円)

| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 島根県 | 19,672 | 20,120 | 19,201 | 19,749 | 20,141 |
| 全国平均 | 16,118 | 16,369 | 15,776 | 16,507 | - |
| 島根県の順位 | 4 | 3 | 9 | 6 | - |

4. 県の工賃向上支援事業の活用事業所の状況

(単位: 円)

| | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|----------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 活用事業所の平均 | 20,804 | 21,951 | 20,914 | 21,581 | 22,099 |
| 事業所数(累計) | (50) | (52) | (53) | (56) | (59) |
| 全事業所の平均 | 19,672 | 20,120 | 19,201 | 19,749 | 20,141 |

※ 工賃向上支援事業…新商品開発、設備整備を支援

障がい者就労施設等からの物品等の調達について (令和4年度調達実績と令和5年度調達方針)

1. これまでの調達実績

(単位:円)

| | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | | R4 | |
|---------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 調達目標額 | - | 33,000,000 | - | 38,000,000 | - | 42,000,000 | - | 46,000,000 | - | 46,000,000 |
| 実績額 | 613 | 37,338,944 | 639 | 41,938,059 | 484 | 67,657,361 | 486 | 36,710,414 | 584 | 40,672,856 |
| 前年度比 | - | 116.7% | - | 112.3% | - | 161.3% | - | 54.3% | - | 110.8% |
| 調達目標達成率 | - | 113.1% | - | 110.4% | - | 161.1% | - | 79.8% | - | 88.4% |

(内容別)

(単位:円)

| | H30 | | R元 | | R2 | | R3 | | R4 | |
|---------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 印刷、情報処理 | 337 | 9,413,685 | 356 | 10,865,983 | 218 | 11,579,629 | 231 | 6,566,070 | 297 | 9,222,907 |
| 役務 | 156 | 8,505,894 | 138 | 10,750,000 | 122 | 10,189,900 | 127 | 10,174,503 | 143 | 12,309,523 |
| 物品 | 96 | 3,474,556 | 125 | 3,487,206 | 113 | 29,405,791 | 103 | 4,368,198 | 115 | 3,031,614 |
| 給食、弁当 | 24 | 15,944,809 | 20 | 16,834,870 | 31 | 16,482,041 | 25 | 15,601,643 | 29 | 16,108,812 |
| 計 | 613 | 37,338,944 | 639 | 41,938,059 | 484 | 67,657,361 | 486 | 36,710,414 | 584 | 40,672,856 |

2. 令和5年度の調達方針案

(1) 調達目標額 46,000千円

(単位:千円)

| 区分 | 目標金額 | 品目の例 |
|---------|--------|-----------------------------------|
| 印刷、情報処理 | 11,000 | 各種印刷、デザイン、データ入力、テープ起こし |
| 役務 | 13,000 | クリーニング、清掃、環境整備、文書封入・発送、リサイクル、施設管理 |
| 物品 | 5,000 | 啓発用品、記念品、防災用品、事務用品、食材、農産品、カバー苗 |
| 給食、弁当 | 17,000 | 給食、食堂業務、弁当、給食パン、軽食・喫茶 |
| 計 | 46,000 | |

(2) 今後の取組

- ・各所属に、障がい者就労施設等が提供可能なサービスや物品等の情報提供をする。
- ・県と業務委託契約をしている事業者に、障がい者就労施設等からの物品等の調達の協力を依頼する。
- ・各所属の調達予定物品、役務等を障がい者就労施設等へ情報提供する。

島根県動物愛護管理推進計画の一部改定について

1. 背景

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律第6条第1項の規定に基づき、都道府県知事は国の定める基本指針に即して、都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための「動物愛護管理推進計画」を定めることされている。
- (2) 現在の計画は、平成26年3月に令和5年度末までの10年間の計画として策定し、取組を進めてきた。
- (3) 令和2年度に国の基本指針が改正されたが、新型コロナ対応等のため基本指針改正に併せた県計画の見直しを延期していた。
- (4) 現計画の計画期間が、令和5年度末までであることから、国の基本指針の見直しが予定されている令和7年度末まで計画期間を延長する等の一部改定を行う。

2. 改定（案）の概要

- (1) 計画期間の延長
 - ・国の基本指針の見直しが予定されている令和7年度まで、計画期間を延長
- (2) 目標数値の見直し
 - ・目標数値を「令和7年度の犬猫の引取数を290頭以下」に見直し

【現計画の目標数値】

「犬猫の引取り数を令和5年度末までに625頭以下」

【考え方】

国の基本指針の考え方「令和12年度末の犬猫の殺処分数を平成30年度末の50%減とする」を、本県の指標である犬猫の引取数にあてはめ

【参考：引取数、殺処分数の推移】

| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 犬猫の引取数 | 1,766 | 1,554 | 947 | 780 | 596 | 574 | 518 | 377 | 326 |
| 殺処分数 | 1,574 | 1,274 | 662 | 487 | 271 | 319 | 248 | 112 | 131 |

- (3) 重点事項の追加
 - ・「多頭飼育崩壊の未然防止と関係機関との連携強化」を追加
- (4) その他現状に合わせた修正等
 - ・現計画の数値やグラフを最新の数値等に修正

3. 今後のスケジュール（案）

- ・令和5年7月14日（金）～8月14日（月） パブリックコメント募集
- ・令和5年9月 常任委員会で報告
- ・令和5年10月（予定） 改定、公表

「島根県動物愛護管理推進計画」一部改定への意見募集について（案）

令和5年7月 日
島根県健康福祉部薬事衛生課

島根県の動物愛護管理対策については、国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、平成26年3月に「島根県動物愛護管理推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、対策を進めてきました。

その後、令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正を踏まえ、「基本指針」が令和2年4月に改正されましたが、新型コロナウイルス感染症対応等のため、「基本指針」改正に併せた推進計画の見直しを延期していました。

現推進計画の計画期間が令和5年度末であることから、このたび、「基本指針」の見直しが予定されている令和7年度末まで計画期間を延長する等の一部改定を行うこととしました。

人と動物が調和し共生するより良い社会の構築を目指して各種施策をさらに推進していくために、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

1 意見募集期間

令和5年7月14日（金）から令和5年8月14日（月）まで

2 改定案の閲覧方法

島根県のホームページ(<http://www.pref.shimane.lg.jp/>・・・)のほか、県庁薬事衛生課、県内各保健所、県政情報センター及び各地区県政情報コーナーでもご覧いただくことができます。

3 ご意見の提出方法

■郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法でお送りください。

電話によるご意見の受付はいたしませんのでご了承ください。

・郵送（令和5年8月14日（月）必着）

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部薬事衛生課 あて

・ファックス 0852-22-6041

・電子メール yakuji@pref.shimane.lg.jp

■意見書の様式は自由ですが、理由を附して、どの項目に対する意見であるかということと、氏名（団体名）、住所（所在地）の市町村名の記載をお願いします。

（意見書参考様式：別添のとおり）

4 ご意見の反映・個人情報の取り扱い

お寄せいただきましたご意見は、十分に検討・考慮して計画を策定します。

ご意見に対する個別の回答はいたしません。後日、個人が識別される情報を除いた上で、ご意見の趣旨とこれに対する県の考え方を公表しますのでご了承ください。

なお、賛否だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方をお示しできない場合があります。

5 お問合せ先

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生係 TEL：0852-22-5264 FAX：0852-22-6041

島根県動物愛護管理推進計画改定案 新旧対照表

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|---|----------------------------------|
| <p>島根県動物愛護管理推進計画</p> <p>計画期間：平成 26 年 4 月 1 日～<u>令和 8 年 3 月 31 日</u></p> <p>平成 26 年 3 月 <u>(令和 5 年 月一部改定)</u></p> <p>島根県</p> <p>はじめに</p> <p>犬や猫などの動物は、人が心豊かな生活を送る上で重要な存在となり、少子高齢化や核家族化などの進展により、単なるペットではなく家族の一員あるいは伴侶として生活にかかせない存在となってきました。</p> <p>本県では、平成 20 年 3 月に「島根県動物愛護管理推進計画（計画期間：平成 20～29 年度）」（以下「<u>推進計画</u>」という。）を策定し、保健所での犬・猫の引取数の減少を成果指標として、ボランティアとの協働による譲渡や動物愛護の普及啓発など、処分される命を減らすための取組みをはじめ、動物の愛護及び管理に関する各種事業を実施してきました。</p> <p>（中略）</p> | <p>島根県動物愛護管理推進計画</p> <p>計画期間：平成 26 年 4 月 1 日～<u>平成 36 年 3 月 31 日</u></p> <p>平成 26 年 3 月</p> <p>島根県</p> <p>はじめに</p> <p>犬や猫などの動物は、人が心豊かな生活を送る上で重要な存在となり、少子高齢化や核家族化などの進展により、単なるペットではなく家族の一員あるいは伴侶として生活にかかせない存在となってきました。</p> <p>本県では、平成 20 年 3 月に「島根県動物愛護管理推進計画（計画期間：平成 20～29 年度）」（以下、<u>推進計画</u>）を策定し、保健所での犬・猫の引取数の減少を成果指標として、ボランティアとの協働による譲渡や動物愛護の普及啓発など、処分される命を減らすための取組みをはじめ、動物の愛護及び管理に関する各種事業を実施してきました。</p> <p>（中略）</p> | <p>計画期間を 2 年間延長</p> <p>文言の統一</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|--|--|
| <p>推進計画策定後5年を経過し、また、国においても平成25年9月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（計画期間：平成26～平成35年度）」が改正されたことから、平成26年3月に平成26年度から10年間を計画期間とする新たな推進計画を策定しました。</p> <p>この計画では、これまでと同様に動物愛護を基本とした施策を推進する等、動物愛護管理に関する基本的な方針を掲げるとともに、現状での問題点を把握し、課題への具体的な取り組み、計画の実現・数値目標を中長期的な視点から定め、平成24年3月出雲保健所敷地内に完成した動物愛護棟を活用して、飼い主のいない猫対策としてのTNR事業やボランティアとの協働を一層進めていくなど、取り組んで進めてきました。その結果、計画の目標として掲げた「令和5年度の犬・猫の引取り数625頭以下」を平成29年度に達成し、その後も減少傾向が続いていることから、計画の目標及び計画期間を見直すこととしました。引き続き、この計画を着実に実施し、人と動物が調和し共生するより良い社会の構築を目指してまいります。</p> <p>令和5年 月 島 根 県</p> <p>第1 計画策定の趣旨 (1) 目的</p> | <p>推進計画策定後5年を経過し、また、国においても平成25年9月に「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（計画期間：平成26～平成35年度）」が改正されたことから、<u>現計画を見直すこととしました。</u></p> <p>この計画では、これまでと同様に動物愛護を基本とした施策を推進する等、動物愛護管理に関する基本的な方針を掲げるとともに、現状での問題点を把握し、課題への具体的な取り組み、計画の実現・数値目標を中長期的な視点から定めました。</p> <p>また、平成24年3月出雲保健所敷地内に完成した、<u>手術室や研修室を備えた動物愛護棟</u>を活用して、飼い主のいない猫対策としてのTNR事業やボランティアとの協働を一層進めていくなど、この計画を着実に実施し、人と動物が調和し共生するより良い社会の構築を目指してまいります。</p> <p>平成26年3月 島 根 県</p> <p>第1 計画策定の趣旨 (1) 目的</p> | <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>国の基本指針が改正され、令和5年度の目標数値を達成したため、数値目標と計画期間を見直す</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|---|-------------------------------|
| <p>(2) 計画期間</p> <p>第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な指針</p> <p>第3 動物の愛護及び管理の現状と課題</p> <p>(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況</p> <p>(2) 動物取扱業者届出・登録状況</p> <p>(3) 特定動物（危険動物）飼育状況</p> <p>(4) 犬・猫の収容・引取り・処分状況</p> <p>(5) 犬・猫の返還・譲渡状況</p> <p>(6) 動物関係苦情及び野犬等の捕獲状況</p> <p>(7) 飼い主のいない猫対策の状況</p> <p>(8) 動物愛護関係事業の実施状況</p> <p>(9) 実験動物、産業動物の適正な取扱い</p> <p>(10) 災害時の対応</p> <p>(11) 動物愛護・管理事業の体制</p> <p>(12) 動物愛護管理推進会議の設置</p> <p>(削除)</p> <p>第4 課題への具体的な取組み</p> <p>1. 動物の適正な飼育及び保管を図るための施策</p> <p>(1) 動物取扱業、特定動物（危険動物）飼育施設に対する施策</p> <p>(2) 家庭での動物の適正な飼育及び保管を図るための施策</p> <p>(3) 動物の不適正な飼育及び保管等に対する施策</p> | <p>(2) 計画期間</p> <p>第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針</p> <p>第3 動物の愛護及び管理の現状と課題</p> <p>(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況</p> <p>(2) 動物取扱業者届出・登録状況</p> <p>(3) 特定動物（危険動物）飼育状況</p> <p>(4) 犬・猫の収容・引取り・処分状況</p> <p>(5) 犬・猫の返還・譲渡状況</p> <p>(6) 動物関係苦情及び野犬等の捕獲状況</p> <p>(7) 飼い主のいない猫対策の状況</p> <p>(8) 動物愛護関係事業の実施状況</p> <p>(9) 実験動物、産業動物の適正な取扱い</p> <p>(10) 災害時の対応</p> <p>(11) 動物愛護・管理事業の体制</p> <p>(12) 動物愛護管理推進会議の設置</p> <p>(13) 県民意識アンケート調査（しまね web モニター意向調査）</p> <p>第4 課題への具体的な取組み</p> <p>1. 動物の適正な飼育及び保管を図るための施策</p> <p>(1) 動物取扱業、特定動物（危険動物）飼育施設に対する施策</p> <p>(2) 家庭での動物の適正な飼育及び保管を図るための施策</p> <p>(3) 動物の不適正な飼育及び保管等に対する施策</p> | <p>平成24年度の調査以降実施していないため削除</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|---|--|
| <p>2. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発</p> <p>(1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する広報活動</p> <p>3. 動物の愛護及び管理に関する体制強化</p> <p>(1) 動物愛護管理推進会議を軸とした関係機関の連携強化</p> <p>(2) 行政の動物愛護管理業務の質の向上</p> <p>(3) 国、市町村、<u>島根県獣医師会</u>との連携</p> <p>(4) 動物愛護団体やボランティアとの協力</p> <p>4. 処分される命を減らすための取組み</p> <p>5. 所有者明示（個体識別）の推進</p> <p>6. 実験動物、産業動物の適正な取扱い</p> <p>7. 災害時の対応</p> <p>(1) 災害時の所有者による飼養管理の普及啓発</p> <p>(2) 災害時の体制整備</p> <p>第5 計画の実現・目標</p> <p>参考資料 島根県動物愛護管理推進会議設置要綱</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第1 計画の趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> | <p>2. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発</p> <p>(1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する広報活動</p> <p>3. 動物の愛護及び管理に関する体制強化</p> <p>(1) 動物愛護管理推進会議を軸とした関係機関の連携強化</p> <p>(2) 行政の動物愛護管理業務の質の向上</p> <p>(3) 国、市町村、<u>獣医師会</u>との連携</p> <p>(4) 動物愛護団体やボランティアとの協力</p> <p>4. 処分される命を減らすための取組み</p> <p>5. 所有者明示（個体識別）の推進</p> <p>6. 実験動物、産業動物の適正な取扱い</p> <p>7. 災害時の対応</p> <p>(1) 災害時の所有者による飼養管理の普及啓発</p> <p>(2) 災害時の体制整備</p> <p>第5 計画の実現・目標</p> <p>参考資料 島根県動物愛護管理推進会議設置要綱</p> <p><u>しまね web モニター意向調査集計結果</u></p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> | <p>文言の統一</p> <p>平成24年度の調査以降実施していないため削除</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|---|----------------------------------|
| <p>(2) 計画期間 平成26年4月1日から令和8年3月31日の12年間とします。</p> <p>「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため の基本的な指針」の見直しを令和7年度を目途に行われるため、<u>現計画期間を延長することとします。なお、数値目標等必要となる改正については適宜実施します。</u></p> <p>第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針 動物愛護の基本は、人においてその命が大切にように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。この動物を愛護する気持ちを広く普及することで、生命尊重、友愛及び平和の情操の<u>涵養</u>が図られると考えています。</p> <p>(以下略)</p> <p>第3 動物の愛護及び管理の現状と課題 (1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況 (中略)</p> | <p>(2) 計画期間 平成26年4月1日から平成36年3月31日の10年間とします。</p> <p>また、<u>動物愛護管理に関する状況の変化に適時的確に対応するため、計画策定後概ね5年目に当たると平成30年度を目途として、計画の見直しを行います。</u></p> <p>第2 動物の愛護及び管理に関する基本的な方針 動物愛護の基本は、人においてその命が大切にように、動物の命についてもその尊厳を守ることにあります。この動物を愛護する気持ちを広く普及することで、生命尊重、友愛及び平和の情操の<u>かん養</u>が図られると考えています。</p> <p>(以下略)</p> <p>第3 動物の愛護及び管理の現状と課題 (1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況 (中略)</p> | <p>改元、計画期間延長のため</p> <p>文言の修正</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|--|---|
| <p>県内の登録頭数は、令和4年3月31日現在で<u>31,577頭</u>、狂犬病予防注射実施頭数は<u>23,810頭</u>、接種率は<u>75%</u>であり、ここ数年、<u>僅かに低下</u>している傾向が認められます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>今後、定期的に未登録、未注射の実態把握を行い、対策を講じるとともに、接種率の向上に努める必要があります。</p> <p>(以下略)</p> <p>(2) 動物取扱業者届出・登録状況</p> <p>動物取扱業に対する規制については、平成18年6月1日に施行された<u>改正動物愛護管理法</u>により、業の範囲を拡大するとともに登録制となりました。さらに、平成24年9月5日改正(平成25年9月1日施行)により、<u>従前の登録業種に新たに競りあっせん業、譲受飼養業が加えられ、第一種動物取扱業となり</u>ました。さらに、令和元年6月19日改正により、<u>動物取扱業の更なる適正化や動物の不適正な取扱いへの対応強化を図るため、登録拒否要件と動物取扱責任者の選任要件が強化され、犬猫等販売業者にはマイクログリップの装着と登録が義務付けられました。</u></p> | <p>県内の登録頭数は、平成25年度上期現在で<u>38,866頭</u>、狂犬病予防注射実施頭数は<u>30,353頭</u>、接種率は<u>78%</u>であり、ここ数年、<u>低下</u>している傾向が認められます。</p> <p>県では、平成19年度から22年度にかけて<u>犬の登録及び狂犬病予防注射の事態調査</u>を行いました。その結果、<u>未登録、未注射の犬がわずかながら存在することが判明</u>しました。</p> <p>今後、定期的に未登録、未注射の実態把握を行い、対策を講じるとともに、接種率の向上に努める必要があります。</p> <p>(以下略)</p> <p>(2) 動物取扱業者届出・登録状況</p> <p>動物取扱業に対する規制については、平成18年6月1日に施行された「<u>動物愛護管理法(平成12年12月1日施行)</u>」の<u>改正により、業の範囲を拡大するとともに登録制となり</u>ました。さらに、平成24年9月5日改正(平成25年9月1日施行)により、<u>動物取扱業のうち、特に犬猫頭販売業の規制が強化</u>されました。</p> | <p>データの更新</p> <p>計画策定当時のデータのため削除</p> <p>表記の修正</p> <p>令和元年度の動物愛護管理 理法改正内容の追記</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|---|--|
| <p>県内の第一種動物取扱業は、令和4年3月31日現在で延べ245件、施設実数は186件です。また、第二種動物取扱業は、令和4年3月31日現在で延べ19件、施設実数は16件です。</p> <p>(中略)</p> <p>表「第一種動物取扱業登録施設数 (R4.3.31 現在)」 (略)</p> <p>表「第二種動物取扱業届出施設数 (R4.3.31 現在)」 (略)</p> <p>(3) 特定動物 (危険動物) 飼育状況</p> <p>特定動物 (危険動物) については、平成14年10月1日に施行した「危険な動物の飼養及び保管に関する条例 (平成14年島根県条例第19号)」により許可制を導入しましたが、その後「動物愛護管理法」が改正 (平成18年6月1日施行) され、全国一律の許可制度となりました。また、令和元年6月19日改正により、新たに愛玩目的で飼養保管することができなくなり、特定動物との交雑種の飼養保管に許可が必要となりました。</p> <p>県内では、令和4年3月31日現在、ニホンザル3頭、ワニガメ9匹、ボアコンストリクター2匹、ソウゲンワシ1羽の4種類15匹が7施設で飼育されています。平成25年度に比べ、特定動物が3種類、施設数が6施設減少しましたが、引き続き適正な管理がなされるよう監視指導を継続する必要があります。</p> | <p>県内の動物取扱業は、平成25年9月30日現在で延べ215件、施設実数は161件です。</p> <p>(中略)</p> <p>表「動物取扱業登録施設数 (H19.6.1 現在)」 (略)</p> <p>表「動物取扱業登録施設数 (H25.9.30 現在)」 (略)</p> <p>(3) 特定動物 (危険動物) 飼育状況</p> <p>特定動物 (危険動物) については、平成14年10月1日に施行した「危険な動物の飼養及び保管に関する条例 (平成14年島根県条例第19号)」により許可制を導入しましたが、その後「動物愛護管理法 (平成18年6月1日施行)」が改正され、全国一律の許可制度となりました。</p> <p>県内では、平成25年9月30日現在、ニホンザル18頭、ワニガメ15匹、エラブウミヘビ1匹、ボア科5匹など7種類、43匹が13施設で飼育されています。平成19年度に比べ、特定動物が4種類、施設数が6施設増加しました。引き続き適正な管理がなされるよう監視指導を継続する必要があります。</p> | <p>データの更新</p> <p>平成24年度から追加された第二種のデータを追記</p> <p>データの更新</p> <p>平成24年度から追加された第二種のデータを追記</p> <p>表記の修正</p> <p>令和元年度の動物愛護管理法改正内容の追記</p> <p>データの更新</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|--|---|
| <p>す。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>表「特定動物飼育状況 (R4.3.31 現在)」 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(以下略)</p> <p>(4) 犬・猫の収容・引取り・処分状況 犬については、引取り数も殺処分率も毎年減少し、令和4年3月31日現在、平成25年度と比較し引取り数は40%、殺処分数は3%にまで減少しました。</p> <p>猫については、令和4年3月31日現在、引取り数はピーク時(H12年度：7,431頭)と比較し97%減少しました。また、平成25年度と比較すると引取り数は14%、殺処分数は9%にまで減少しました。猫の引取り数は犬・猫合計の62%を占めており、子猫の引取り数は猫全体の70%にのびります。</p> <p>犬・猫の引取り数は、平成25年度(1,766頭)の18%まで減少し、令和5年度の目標値の625頭以下を平成29年度末に達成することが出来ました。</p> <p>犬・猫の収容、引取り及び殺処分数の減少傾向を、このまま</p> | <p>表「特定動物飼育状況 (H19.6.1 現在)」 (略)</p> <p>表「特定動物飼育状況 (H25.9.30 現在)」 (略)</p> <p>※ボア科：ボアコンストリクター、アミニシキヘビ</p> <p>(以下略)</p> <p>(4) 犬・猫の収容・引取り・処分状況 犬については、引取り数も殺処分率も毎年減少し、平成17年度の約50%まで減少しました。</p> <p>猫については、引取り数はピーク時(H12年度)の2割程度まで減少しましたが、依然として1,700頭以上の引取りを行っています。猫の引取り数は犬・猫合計の78%を占めており、子猫の引取り数は猫全体の84%にのびります。</p> <p>犬・猫の引取り数は、平成17年度(4,636頭)の5割弱まで減少し、目標値の2,500頭以下を達成することが出来ました。平成23年度以降は減少数が鈍化しました。</p> <p>犬・猫の収容、引取り及び殺処分数をさらに減少するため</p> | <p>データの更新</p> <p>データの更新</p> <p>データの更新</p> <p>データの更新</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|---|---|
| <p>維持し、さらに減少するためには、終生飼育や不妊去勢手術等の繁殖制限の一層の普及啓発、特に、猫に関しては屋内飼育の推進、飼い主のいな猫に対する取り組みなど総合的な対策が必要で</p> <p>また、飼い主からの引取りも依然として多く見られ、「飼い主からの引取りゼロ」を目指した取り組みも必要です。</p> <p>さらに、引取理由の推移を見ると、「飼い主の病気・入院・入所」、「<u>飼い主が高齢</u>」が増加しています。高齢化社会における動物飼育における動物飼育などの諸問題について調査、検討も必要です。</p> <p>(以下略)</p> <p>(5) 犬・猫の返還・譲渡状況</p> <p><u>保健所へ収容された犬・猫のうち、飼い主の元へ返還された数は、平成25年度は犬160頭(返還率:28%)、猫は4頭(同:0.2%)、令和3年度は犬113頭(同:60%)、猫2頭(同:1%)でした。</u></p> <p>(中略)</p> <p>表「ボランティア譲渡の状況(島根県) <ボランティア団体等の登録数(年度末時点の累計) >、<ボランティア団体等による犬猫の譲渡数 >」</p> | <p>は、終生飼育や不妊去勢手術等の繁殖制限の一層の普及啓発、特に、猫に関しては屋内飼育の推進、飼い主のいな猫に対する取り組みなど総合的な対策が必要です。</p> <p>また、飼い主からの引取りも依然として多く見られ、「飼い主からの引取りゼロ」を目指した取り組みも必要です。</p> <p>さらに、引取理由の推移を見ると、「飼い主の病気・入院・入所」が増加しています。高齢化社会における動物飼育などの諸問題について調査、検討も必要です。</p> <p>(以下略)</p> <p>(5) 犬・猫の返還・譲渡状況</p> <p><u>犬・猫の返還及び譲渡数は、平成19年度に400頭を超え、その後400頭以上で推移しています。</u></p> <p><u>犬の飼い主への返還数は130頭以上、新たな飼い主へ譲渡は200頭前後ですが、猫の返還数は10頭以下で、譲渡数は100頭以上の状況です。</u></p> <p>(中略)</p> <p>表「ボランティア譲渡の状況(島根県) <ボランティア団体等の登録数 >、<ボランティア団体等による犬猫の譲渡数 >」</p> | <p>引取理由の追記</p> <p>データの更新</p> <p>個人でのボランティアが増加したため、団体、個人</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|---|---|
| <p>る犬猫の譲渡数>」 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 動物関係苦情及び野犬頭の捕獲状況 野犬の苦情は一時減少しましたが、平成 29 年頃から増加傾向にはあります。猫に関する苦情は一時減少しましたが、平成 29 年頃から細分類以外の様々な苦情が寄せられるようになり、全体的に増加傾向にあります。</p> <p>(削除)</p> <p>野犬等の捕獲数は、野犬苦情数と同様に減少傾向にありましたが、苦情が多く寄せられるようになった平成 29 年頃から増加しています。地域によっては野犬が多い状況があります。野犬の再生産を抑制するため、地域の実状に応じた取り組みとして、無責任な餌やりの防止など必要な普及啓発に取り組みます。</p> | <p>(略)</p> <p>注) ボランティア譲渡数：(譲渡数の内訳)</p> <p>(6) 動物関係苦情及び野犬等の捕獲状況 野犬や放し飼い犬の苦情は減少傾向にはありますが、飼い主のいない猫による環境侵害や糞尿・鳴き声等の苦情が増加傾向にあります。</p> <p>平成 24 年度に実施した調査によると、県内 8 市町村 21 地区で、飼い主のいない猫による環境侵害の報告がありました。猫による苦情内容は多岐に渡っているため、内容を分析し問題点の把握、整理が必要です。苦情解決のためには、飼い猫の屋内飼養及び繁殖制限の啓発を進めるとともに、飼い主のいない猫対策を強化し、環境侵害の軽減を図るとともに、猫の引取等の減少化に繋げる必要があります。</p> <p>野犬等の捕獲数は、野犬苦情数と同様に減少傾向にありますが、地域によっては野犬や放し飼い犬が多い状況があります。</p> | <p>で区別して記載</p> <p>データの更新</p> <p>平成 24 年度の調査以降実施していないため削除</p> <p>データの更新による修正</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|--|----------------------------------|
| <p>咬傷事故等の被害も毎年発生しており、これらへの対応も継続していく必要があります。</p> <p>迷い犬の相談は約 <u>160</u> 件、猫は <u>60</u> 件程度で推移しています。保健所で引取りや捕獲した犬は、マイクロチップの装着をはじめ、所有者明示がない犬が多く、飼い主に返還されない犬・猫が多い状況となっています。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>所有者明示を推進するため、動物愛護団体等ボランティアの協力を得て、平成 23 年度から「注射済票装着促進モデル事業」を実施しています。所有者明示の必要性を啓発するため、引き続きこの事業を継続していきます。</p> <p>(以下略)</p> <p>(7) 飼い主のいない猫対策の状況</p> <p>(中略)</p> | <p>咬傷事故等の被害も毎年発生しており、これらへの対応も継続していく必要があります。</p> <p>迷い犬の相談は約 <u>200</u> 件、猫は <u>30</u> 件以上で推移しています。保健所で引取りや捕獲した犬は、マイクロチップの装着をはじめ、所有者明示がない犬が多く、飼い主に返還されない犬・猫が多い状況となっています。</p> <p><u>飼い犬及び飼い猫に鑑札や迷子札などを装着し、所有者明示している者は、平成 24 年度に行った web モニター調査では、犬で 54.0% (H19 年度調査 44.8%)、猫で 38.1% (同 17.0%) で増加しています。マイクロチップの装着は、犬の所有者に 5.4% (H24 年度調査) です。</u></p> <p>所有者明示を推進するため、動物愛護団体等ボランティアの協力を得て、平成 23 年度から <u>3 年間</u>「注射済票装着促進モデル事業」を実施しました。所有者明示の必要性を啓発するため、この事業を継続する必要があります。</p> <p>(以下略)</p> <p>(7) 飼い主のいない猫対策の状況</p> <p>(中略)</p> | <p>データの更新</p> <p>事業を継続しているため</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|---|---|
| <p>令和3年度までに、飼い主のいない猫 529 頭を手術しました。</p> <p>TNR 事業を実施していく中で、課題や問題点が判明すれば、検証を行い餌やりや環境美化を行う人へのルール作りへの支援などに取り組み、引き続き、この事業を実施していき、処分数の減少を図る必要があります。</p> <p>表「TNR 事業の実施状況（島根県）」（略）</p> <p>(8) 動物愛護関係事業の実施状況</p> <p>(略)</p> <p>(9) 実験動物、産業動物の適正な取扱い</p> <p>(略)</p> <p>(10) 災害時の対応</p> <p>災害発生時には、人命救助と被災者の生活支援を第一に取組むため、被災動物の救護は後手に回ることとなります。平成 23 年の東日本大震災の発生により、あらためて災害時における動物救済の実施の困難性と、事前の準備の必要性を再認識しました。</p> | <p>平成 24 年度はモデル地区を県東部で 2 地区選定し、うち 1 地区において 33 匹の猫に対し TNR を開始し、同地区は平成 25 年度以降も継続実施することとしました。さらに、平成 25 年度には、県西部の 1 地区でも実施しました。</p> <p>今後、この事業を県内に広めていき、処分数の減少を図る必要があります。</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 動物愛護関係事業の実施状況</p> <p>(略)</p> <p>(9) 実験動物、産業動物の適正な取扱い</p> <p>(略)</p> <p>(10) 災害時の対応</p> <p>災害発生時には、人命救助と被災者の生活支援を第一に取組むため、被災動物の救護は後手に回ることとなります。3.11 東日本大震災の発生により、あらためて災害時における動物救済の実施の困難性と、事前の準備の必要性を再認識しました。</p> | <p>データの更新</p> <p>地域猫事業の実施状況を踏まえ修正</p> <p>地域猫事業の実績の追記</p> <p>表記の修正</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|---|---|
| <p>島根県地域防災計画において、災害発生時には、県は市町村等関係機関及び関係団体と協力し、負傷動物や放浪動物を保護し、一時預かり等を行うこととしています。災害発生時における救護活動が円滑、的確に実施できるよう、平成24年9月には、公益社団法人島根県獣医師会（以下「<u>島根県獣医師会</u>」）と（以下「<u>坪内総合ビジネスカレッジ</u>」）と災害発生時における連携について協定を締結しました。</p> <p>(11) 動物愛護・管理事業の体制 動物管理に関する業務は、主に県（保健所）において動物の捕獲・収容・処分、動物取扱施設等の監視・指導等を実施するほか、市町村、<u>島根県獣医師会</u>等が主体となって犬の登録、狂犬病予防注射を実施しています。</p> <p>(以下略)</p> <p>(12) 動物愛護管理推進会議の設置</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> | <p>島根県地域防災計画において、災害発生時には、県は市町村等関係機関及び関係団体と協力し、負傷動物や放浪動物を保護し、一時預かり等を行うこととしています。災害発生時における救護活動が円滑、的確に実施できるよう、平成24年9月には、公益社団法人島根県獣医師会（以下、<u>島根県獣医師会</u>）と（以下、<u>松江総合ビジネスカレッジ</u>）と災害発生時における連携について協定を締結しました。</p> <p>(11) 動物愛護・管理事業の体制 動物管理に関する業務は、主に県（保健所）において動物の捕獲・収容・処分、動物取扱施設等の監視・指導等を実施するほか、市町村、<u>獣医師会</u>等が主体となって犬の登録、狂犬病予防注射を実施しています。</p> <p>(以下略)</p> <p>(12) 動物愛護管理推進会議の設置</p> <p>(略)</p> <p>(13) 県民意識アンケート調査（しまね web モニター意向調査）</p> | <p>表記の修正 名称変更のため</p> <p>文言の統一</p> <p>平成24年度の調査以降実施していないため削除</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|---|----|
| | <p>島根県では、県の施策等に対する県民の意見を迅速に聴き県政に反映させるため、インターネットを使いアンケート調査を実施する「しまね web モニター」制度を設けており、この制度を使い平成 24 年 7 月に動物愛護についてのアンケート調査を実施し、243 名のモニターから回答がありました。</p> <p>犬の所有者明示については、平成 19 年度に比べると何らかの方法で所有者明示をしている人の方が多くなりました。</p> <p>不妊去勢手術については、全体では、平成 19 年から 10%程度増え、約 50%にまで増加しました。犬に比べて猫の方が不妊去勢の実施率が高いことがわかりました。</p> <p>他人のペットによる迷惑については、「鳴き声」、「糞尿」、「悪臭」等が依然として原因の上位を占めています。</p> <p>今回のアンケートでは、「高齢者によるペットの飼育へのサポート」について聞きました。その結果、「ペットの飼養支援ボランティアの募集」などの意見がありました。</p> <p>また、県の動物管理事業へのボランティア参加については、50%以上が「参加するのは難しい」と回答されましたが、保健所が実施する事業のサポート、収容動物の世話、災害時の動物の世話、収容動物の一時預かりなどで参加が可能なとの回答ありました。</p> <p>ペットに関する災害時対策については、50%以上が「何の対策もとっていない」と回答されましたが、避難に必要な物資の備蓄、避難所生活に備えた予防接種やケージ生活の訓練等を実</p> | |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|---|-----------------------------------|
| <p>第4 課題への具体的な取組み</p> <p>1. 動物の適正な飼育及び保管を図るための施策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 動物取扱業、特定動物（危険動物）飼育施設に対する施策</p> <p>《重点事項》</p> <p>① <u>第一種動物取扱業者</u>による購入者等に対する適正飼育（安易な飼育防止、終生飼育、繁殖制限等）の普及啓発を促進します。</p> <p>② <u>第一種動物取扱業者</u>が購入者等へ行う説明義務や犬猫等健康安全計画の遵守の徹底を促進します。</p> <p>③ 特定動物（危険動物）の飼育施設の定期的な監視・指導を実施します。</p> | <p>施しているとの回答もありました。</p> <p><u>避難時の動物の同伴への考えについては、「動物と同伴で避</u> <u>難できる場所とそうでない場所を区別する」という回答が</u> <u>70%以上でした。</u></p> <p>(※しまね web モニター意向調査 別添資料参照)</p> <p>第4 課題への具体的な取組み</p> <p>1. 動物の適正な飼育及び保管を図るための施策</p> <p>(略)</p> <p>(1) 動物取扱業、特定動物（危険動物）飼育施設に対する施策</p> <p>《重点事項》</p> <p>① <u>動物取扱業者</u>による購入者等に対する適正飼育（安易な飼育防止、終生飼育、繁殖制限等）の普及啓発を促進します。</p> <p>② <u>動物取扱業者</u>が購入者等へ行う説明義務や犬猫等健康安全計画の遵守の徹底を促進します。</p> <p>③ <u>特定動物（危険動物）</u>の飼育施設の定期的な監視・指導を実施します。</p> | <p>平成24年法改正により第一種と第二種に区別されたため</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|--|-----------------------------|
| <p>(中略)</p> <p>県内の特定動物（危険動物）飼育施設は7施設であり、飼育施設及び飼育動物の適正管理について、定期的な監視・指導を実施します。</p> <p>(2) 家庭での動物の適正な飼育及び保管を図るための施策</p> <p>《重点事項》 (略)</p> <p>①動物全般について</p> <p>(略)</p> <p>②犬について 放し飼い苦情が毎年45件程度で推移しています。また、飼育場所からの失踪や、他人に怪我を負わせる等の事故が毎年見られます。登録、狂犬病予防注射の普及に会わせ、けい留義務、逸走防止、所有者明示等の適正飼育について啓発を行います。</p> <p>③猫について</p> <p>(略)</p> | <p>(中略)</p> <p>県内の特定動物（期限動物）飼育施設は13施設であり、今後も急増することは予想されませんが、飼育施設及び飼育動物の適正管理について、定期的な監視・指導を実施します。</p> <p>(2) 家庭での動物の適正な飼育及び保管を図るための施策</p> <p>《重点事項》 (略)</p> <p>①動物全般について</p> <p>(略)</p> <p>②犬について 放し飼い苦情が毎年60件程度で推移しています。また、飼育場所からの失踪や、他人に怪我を負わせる等の事故が毎年見られます。登録、狂犬病予防注射の普及に会わせ、けい留義務、逸走防止、所有者明示等の適正飼育について啓発を行います。</p> <p>③猫について</p> <p>(略)</p> | <p>データの更新</p> <p>データの更新</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|---|---|
| <p>④高齢の飼い主への支援 (略)</p> <p>(3) 動物の不適正な飼育及び保管等に対する施策</p> <p>《重点事項》</p> <p>①動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての広報を推進します。</p> <p>②糞尿、鳴き声等の動物の不適正な飼育による周辺環境への侵害に対し、関係機関等が協力し、不適正飼育及び環境侵害の改善を促進します。</p> <p>③多頭飼育問題等への解決に向けた関係機関との連携を図ります。</p> | <p>④高齢の飼い主への支援 (略)</p> <p>(3) 動物の不適正な飼育及び保管等に対する施策</p> <p>《重点事項》</p> <p>①動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限等についての広報を推進します。</p> <p>②糞尿、鳴声等の動物の不適正な飼育による周辺環境への侵害に対し、関係機関等が協力し、不適正飼育及び環境侵害の改善を促進します。</p> <p>(新設)</p> | <p>文言の統一</p> <p>全国の傾向及び県内において令和2年度多頭飼育崩壊事案の発生により重点事項に追加</p> <p>文言の統一</p> <p>文言の統一</p> |
| <p>飼い主のいない猫が増えることにより、糞尿、鳴き声等の苦情が増えています。また、そうした地域では遺棄や望まない繁殖が見られ、無責任な餌やりにより猫の数がさらに増加する状況となっています。</p> <p>その他、多数の犬や猫を飼育し、臭気や鳴き声等により近隣の住民等とのトラブルが発生している事例も見られます。このような事例については、市町村、自治会等の関係者と協力し、</p> | <p>飼い主のいない猫が増えることにより、糞尿、鳴声等の苦情が増えています。また、そうした地域では遺棄や望まない繁殖が見られ、無責任な餌やりにより猫の数がさらに増加する状況となっています。</p> <p>その他、多数の犬や猫を飼育し、臭気や鳴声等により近隣の住民等とのトラブルが発生している事例も見られます。このような事例については、市町村、自治会等の関係者と協力し、適</p> | <p>文言の統一</p> <p>文言の統一</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|---|---|
| <p>適正飼育、無責任な餌やり及び遺棄防止について法律、条例に基づき積極的に指導・啓発を行います。</p> <p>猫に関する問題は、地域でのコミュニケーション不足等人間関係にもその一因があるとされており、問題解決を図るためには、地域住民が一体となった取り組みも必要です。</p> <p>県では、自治会、市町村等関係機関と協力し、苦情等の実態把握や地域猫対策などによる問題解決の方法を検討するとともに、地域での取り組みに対する支援を実施していきます。</p> <p>また、多頭飼育問題等不適正な飼養の未然防止に努め、周辺<u>の生活環境の保全を図るため、市町村の福祉部門や動物病院などの関係機関と連携し、指導・助言を行います。</u></p> <p>2. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発</p> <p>(略)</p> <p>(1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動</p> <p>《重点事項》 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>また、教育委員会、<u>島根県獣医師会</u>等の関係機関と連携し、</p> | <p>正飼育、無責任な餌やり及び遺棄防止について法律、条例に基づき積極的に指導・啓発を行います。</p> <p>猫に関する問題は、地域でのコミュニケーション不足等人間関係にもその一因があるとされており、問題解決を図るためには、地域住民が一体となった取り組みも必要です。</p> <p>県では、自治会、市町村等関係機関と協力し、苦情等の実態把握や地域猫対策などによる問題解決の方法を検討するとともに、地域での取り組みに対する支援を実施していきます。</p> <p>2. 動物の愛護及び管理に関する普及啓発</p> <p>(略)</p> <p>(1) 動物の愛護及び管理に関する教育活動</p> <p>《重点事項》 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>また、教育委員会、<u>獣医師会</u>等の関係機関と連携し、学校等</p> | <p>全国の傾向及び県内において令和2年度多頭飼育崩壊事案の発生により重点事項に追加</p> <p>文言の統一</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|--|--------------|
| <p>学校等飼育動物について適正な飼育管理が行われるための支援を行います。</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する広報活動</p> <p>(中略)</p> <p>3. 動物の愛護及び管理に関する体制強化</p> <p>(略)</p> <p>《重点事項》</p> <p>①「動物愛護管理推進会議」を軸とし関係機関の連携強化と重点施設の遂行を促進します。</p> <p>②行政の動物愛護担当職員の育成と、動物愛護管理の質の向上を図ります。</p> <p>③国、市町村、<u>鳥根</u>獣医師会と連携して、動物愛護を推進します。</p> <p>④動物愛護団体やボランティアとの連携、協力を推進します。</p> <p>(1) 動物愛護管理推進会議を軸とした関係機関の連携強化</p> | <p>飼育動物について適正な飼育管理が行われるための支援を行います。</p> <p>(2) 動物の愛護及び管理に関する広報活動</p> <p>(中略)</p> <p>3. 動物の愛護及び管理に関する体制強化</p> <p>(略)</p> <p>《重点事項》</p> <p>①「動物愛護管理推進会議」を軸とし関係機関の連携強化と重点施設の遂行を促進します。</p> <p>②行政の動物愛護担当職員の育成と、動物愛護管理の質の向上を図ります。</p> <p>③国、市町村、<u>獣医師会</u>と連携して、動物愛護を推進します。</p> <p>④動物愛護団体やボランティアとの連携、協力を推進します。</p> <p>(1) 動物愛護管理推進会議を軸とした関係機関の連携強化</p> | <p>文言の統一</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|---|---------------------------|
| <p>(略)</p> <p>(2) 行政の動物愛護管理業務の質の向上</p> <p>(略)</p> <p>(3) 国、市町村、<u>島根県</u>獣医師会との連携 ①国（環境省）との連携</p> <p>(略)</p> <p>②市町村、<u>島根県</u>獣医師会との連携 県は市町村、<u>島根県</u>獣医師会と連携して、犬の登録、狂犬病予防注射の推進及び動物の愛護及び管理に関する普及啓発を実施します。</p> <p>(以下略)</p> <p>(4) 動物愛護団体やボランティアとの協力</p> <p>(略)</p> <p>4. 処分される命を減らすための取組み</p> | <p>(略)</p> <p>(2) 行政の動物愛護管理業務の質の向上</p> <p>(略)</p> <p>(3) 国、市町村、獣医師会との連携 ①国（環境省）との連携</p> <p>(略)</p> <p>②市町村、獣医師会との連携 県は市町村、獣医師会と連携して、犬の登録、狂犬病予防注射の推進及び動物の愛護及び管理に関する普及啓発を実施します。</p> <p>(以下略)</p> <p>(4) 動物愛護団体やボランティアとの協力</p> <p>(略)</p> <p>4. 処分される命を減らすための取組み</p> | <p>文言の統一</p> <p>文言の統一</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|---|---|----------------|
| <p>(略)</p> <p>5. 所有者明示（個体識別）の推進</p> <p>(略)</p> <p>6. 実験動物、産業動物の適正な取扱い</p> <p>(略)</p> <p>7. 災害時の対応 (1) 災害時の所有者による飼養管理の普及啓発</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時の体制整備</p> <p>(中略)</p> <p>動物救援センター（仮称）は、協定書を締結した<u>坪内総合</u>ビ ジネスカレッジ及び島根県獣医師会、市町村、動物愛護団体等 と連携して運営し、災害時における動物の飼養管理体制を確保</p> | <p>(略)</p> <p>5. 所有者明示（個体識別）の推進</p> <p>(略)</p> <p>6. 実験動物、産業動物の適正な取扱い</p> <p>(略)</p> <p>7. 災害時の対応 (1) 災害時の所有者による飼養管理の普及啓発</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害時の体制整備</p> <p>(中略)</p> <p>動物救援センター（仮称）は、協定書を締結した<u>松江総合</u>ビ ジネスカレッジ及び島根県獣医師会、市町村、動物愛護団体等 と連携して運営し、災害時における動物の飼養管理体制を確保</p> | <p>名称変更のため</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|--|---|
| <p>します。運営にあたっては、今後、地域活動マニュアル（仮称）を作成し、円滑な実施を図ります。</p> <p>なお、災害時の産業動物の取扱いについては、関係機関と協力し、検討・推進します。</p> <p>第5 計画の実現・目標</p> <p>（中略）</p> <p><u>前期において数値目標を達成したことから、後期7年間は引き続き前期の重点施策を継続し、引取り数が平成30年度実績の約半数である290頭以下となるよう、効果的な施策を推進します。</u></p> | <p>します。運営にあたっては、今後、地域活動マニュアル（仮称）を作成し、円滑な実施を図ります。</p> <p>なお、災害時の産業動物の取扱いについては、関係機関と協力し、検討・推進します。</p> <p>第5 計画の実現・目標</p> <p>（中略）</p> <p><u>後期5年間は前期5年間の状況を解析し、引取り数が前期目標の約半数となるよう、効果的な施策を推進します。</u></p> | <p>後期数値目標を既に達成していることから、国の基本指針の考え方を基に本県指標である引取数にあてはめ、令和7年度に前倒しする</p> |

| 新 | 旧 | 摘要 |
|--|---|--|
| <p>数値目標と重点施策等 <前期：H26.4.1～H31.3.31> (略)</p> <p><後期：H31.4.1～R8.3.31> 目標：犬・猫の引取り数 <u>令和7年度 290頭以下</u> 重点施策</p> <p>1. <u>引き続き犬・猫の引取り数及び施策の実施状況を解析し、前期の重点施策に加え効果的な施策を推進</u></p> <p>2. <u>多頭飼育崩壊の未然防止と関係機関との連携強化</u></p> | <p>数値目標と重点施策等 <前期：H26.4.1～H31.3.31> (略)</p> <p><後期：H31.4.1～H36.3.31> 目標：犬・猫の引取り数 <u>平成35年度 625頭以下</u> 重点施策</p> <p><u>前期の犬・猫の引取り数及び施策の実施状況を解析し、効果的な施策を推進する。</u> (新設)</p> | <p>全国の傾向及び県内において令和2年度多頭飼育崩壊事案の発生により重点事項に追加</p> |

令和5年度策定・改定予定の計画について

| 計画の名称 | 根拠 | 趣旨 | 計画期間 | 所管課 |
|---------------------|----------------------------|--|------------------|--------|
| 島根県保健医療計画 | 医療法等 | 将来の保健医療提供体制の確保に向けた施策の方向性などについて検討し、必要な見直しを行う。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 医療政策課 |
| 感染症予防計画 | 感染症法 | これまでの新型コロナウイルス感染症への取組を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、感染症医療提供体制の確保等について検討し、必要な見直しを行う。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 感染症対策室 |
| 外来医療計画 | 医療法等 | 外来医療機能について、医療機関の役割分担の明確化や地域で不足する機能等の把握・整理・分析を実施し、必要な見直しを行う。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 医療政策課 |
| 健康長寿しまね推進計画（健康増進計画） | 健康増進法 | 県民の健康増進の推進に関する施策について、第二次計画の取組の評価を踏まえ、今後12年間の取組の方向性を示す第三次計画の策定を行う。 | 令和6年度～ 令和17年度 | 健康推進課 |
| 健やか親子しまね計画 | 成育医療等基本方針に基づく計画策定指針 | すべての親と子が健やかに暮らせる社会の実現に向け、医療・保健・教育・福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進について施策の方向性を検討し、必要な見直しを行う。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 健康推進課 |
| 医師確保計画 | 医療法等 | 医師の地域偏在、診療科偏在等の解消に向け、地域の実情に応じた施策の方向性を検討し、必要な見直しを行う。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 医療政策課 |
| (新)薬剤師確保計画 | 厚生労働省通知 | 薬剤師の地域偏在、業態偏在の解消に向け、地域の実情に応じた施策の方向性を検討し、計画の策定を行う。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 薬事衛生課 |
| 島根県骨髄バンク登録推進指針 | 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律 | 多くの方にドナーとなっていただくための環境整備について、施策の方向性を検討し、必要な見直しを行う。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 医療政策課 |
| 島根県国民健康保険運営方針 | 国民健康保険法 | 平成30年度からの国保の都道府県化に伴い、国民健康保険の安定的な財政運営と効率的な事業運営を目指し策定した運営方針を改定する。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 健康推進課 |
| 第4期島根県医療費適正化計画 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 住民の健康の保持増進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定める現計画について、更なる医療費適正化に向けて改定する。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 健康推進課 |
| 第4期島根県がん対策推進計画 | がん対策基本法 | がん予防、がん医療、がんと共生等、がん対策を総合的に推進するための計画を改定する。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 健康推進課 |

| | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------|---|------------------|--------|
| 第9期島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画 | 老人福祉法 介護保険法 | 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性向上などの数値目標を定め、介護保険者の計画を支援する。 | 令和6年度～ 令和8年度 | 高齢者福祉課 |
| 島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画 | 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 | 女性をめぐる課題（生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭環境破綻など）の複雑化、多様化、複合化、孤独・孤立対策といった視点も含め、令和6年4月1日の法施行に向け、地域の実情やニーズに応じた取組の方向性と数値目標等を定める。 | 令和6年度～ 令和10年度 | 青少年家庭課 |
| 島根県障がい者基本計画 | 障害者基本法 | 中期的な障がい者施策の基本的施策の方向等を明らかにし、障がい施策の総合的な推進を図る。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 障がい福祉課 |
| 第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画 | 障害者総合支援法 児童福祉法 | 地域生活移行、一般就労への移行者数、障がい児支援の提供体制の整備などを数値目標として定める。 | 令和6年度～ 令和8年度 | 障がい福祉課 |
| 島根県自殺対策総合計画 | 自殺対策基本法 | 今後の本県における総合的な自殺対策を推進するための基本指針として定める。 | 令和5年度～ 令和9年度 | 障がい福祉課 |
| 島根県アルコール健康障がい対策推進計画 | アルコール健康障害対策基本法 | アルコール健康障がいの発生、進行及び再発の防止を図り、アルコール健康障がいを有する者等に対する支援の充実を図る。 | 令和6年度～ 令和11年度 | 障がい福祉課 |
| 島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画 | 厚生労働省通知 | 就労継続支援事業所が定める「工賃向上計画」を基に、県の目標工賃額を定め、事業所の計画の推進を積極的に支援する。 | 令和6年度～ 令和8年度 | 障がい福祉課 |
| 島根県動物愛護管理推進計画 | 動物愛護管理法 | 現在の計画期間が令和5年度までとなっており、国の基本指針が改定される令和7年度まで計画期間を延長するとともに、数値目標の見直し等の一部改定を行う。 | 平成26年度～ 令和7年度 | 薬事衛生課 |